

One DC 新興国株式インデックス ファンド

追加型投信／海外／株式（インデックス型）

- この目論見書により行う「One DC 新興国株式インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年12月25日に関東財務局長に提出しており、2024年12月26日にその効力が生じております。
- 「One DC 新興国株式インデックスファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	40
第3【ファンドの経理状況】	47
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	117
第三部【委託会社等の情報】	119
第1【委託会社等の概況】	119
約款	148

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

One DC 新興国株式インデックスファンド
(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位とします。

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2024年12月26日から2025年6月25日まで

※ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。なお、販売会社に

よっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に概ね連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。
- ②当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

- エマージング株式パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式(*)に実質的に投資します。

(*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

指数の著作権等

本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCIの関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなる

MSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

2 マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

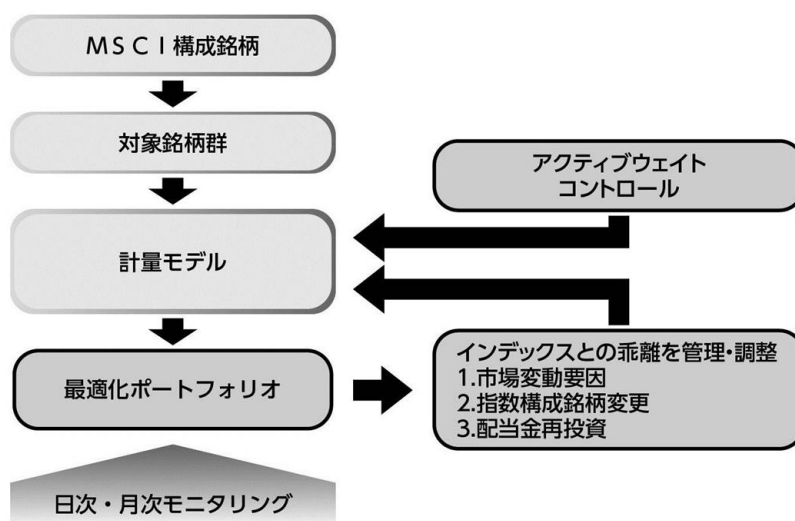
- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

運用プロセス

現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

< 商品分類 >

・ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・ 商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル () 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCI エマージング・ マーケット・ インデックス (円換算ベース、 配当込み、 為替ヘッジな し))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他(MSCI エマージング・ マーケット・イン デックス(円換算 ベース、配当込 み、為替ヘッジな し))	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいう。 (対象インデックスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)とする。)

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

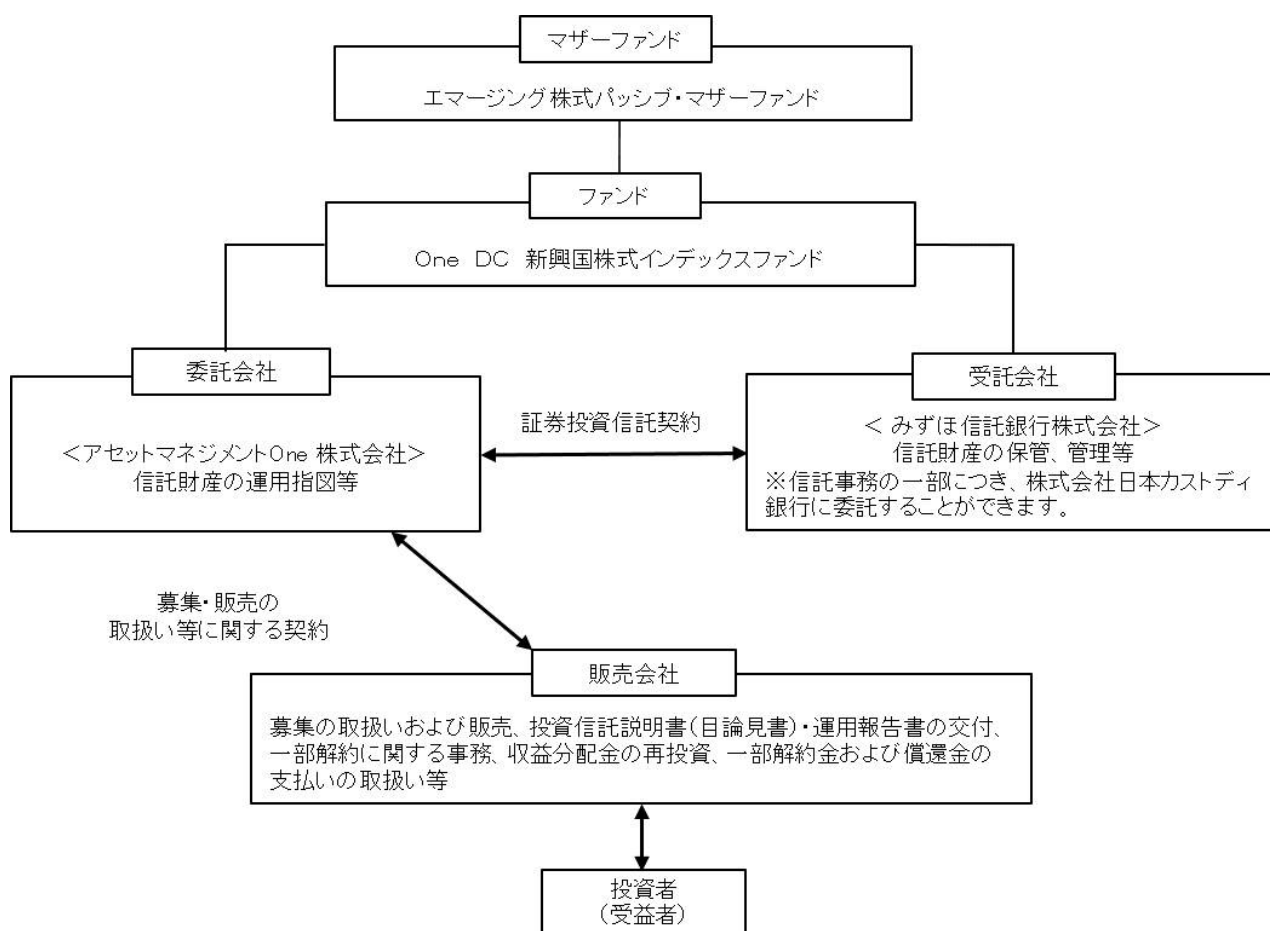
(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年6月28日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2023年6月28日 信託報酬率(税抜)を「年率0.189%」から「年率0.169%」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

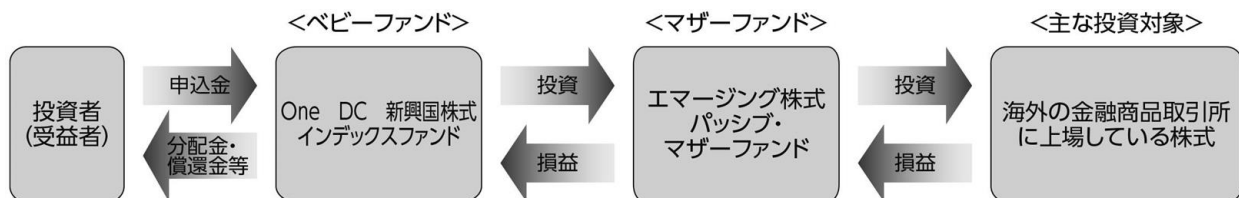
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年9月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2024年9月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に概ね連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。

<投資対象>

エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、海外の株式^(*)に実質的に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に概ね連動する投資成果をめざします。

(*) DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

②MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるエマージング株式パッシブ・マザー

ファンドの受益証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次の15.で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
18. 預託証券または預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で上記22. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. および18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに15. の証券ならびに12. および18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

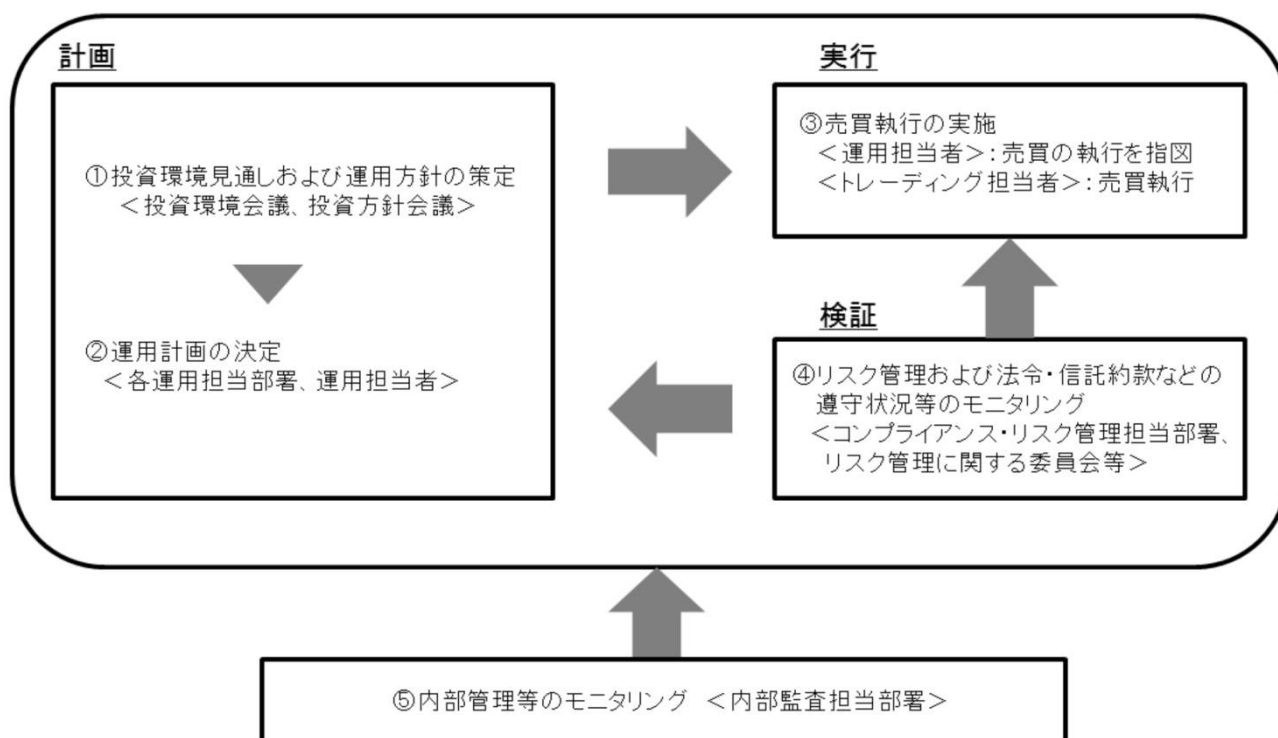
ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として海外の金融商品取引所に上場している株式（*）に投資し、MSC I エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
主な投資対象	海外の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	①主として海外の金融商品取引所に上場している株式に投資し、MSC I エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 ②原則として、株式の組入比率は高位を維持します。 ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

②収益の分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 上記(1)の1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

委託会社は受託会社から交付を受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）
- ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）
- ④ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）

- ⑤デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
- ⑦投資する株式等の範囲（約款第20条）
- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑧信用取引の指図範囲（約款第22条）
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑨先物取引等の運用指図（約款第23条）
- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当

該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩スワップ取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第25条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3）において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合

計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5)において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 6) 上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - 8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。
- ⑫デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第26条）
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第27条）
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 2) 上記1) 1. 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑭公社債の空売りの指図および範囲（約款第28条）
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - 2) 上記1)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
 - 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑮公社債の借入れの指図および範囲（約款第29条）
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - 2) 上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - 4) 上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ⑯特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑰外国為替予約取引の指図（約款第31条）
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 3) 上記2)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 4) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 5) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑱資金の借入れ（約款第37条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑲同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰

属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、新興国の株式は、一般に先進国株式に比べ株価変動が大きくなる傾向があるため、基準価額が大きく下落する場合があります。

○為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式に投資する場合、先進国の株式に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受

け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資を行う株式や通貨の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- 当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

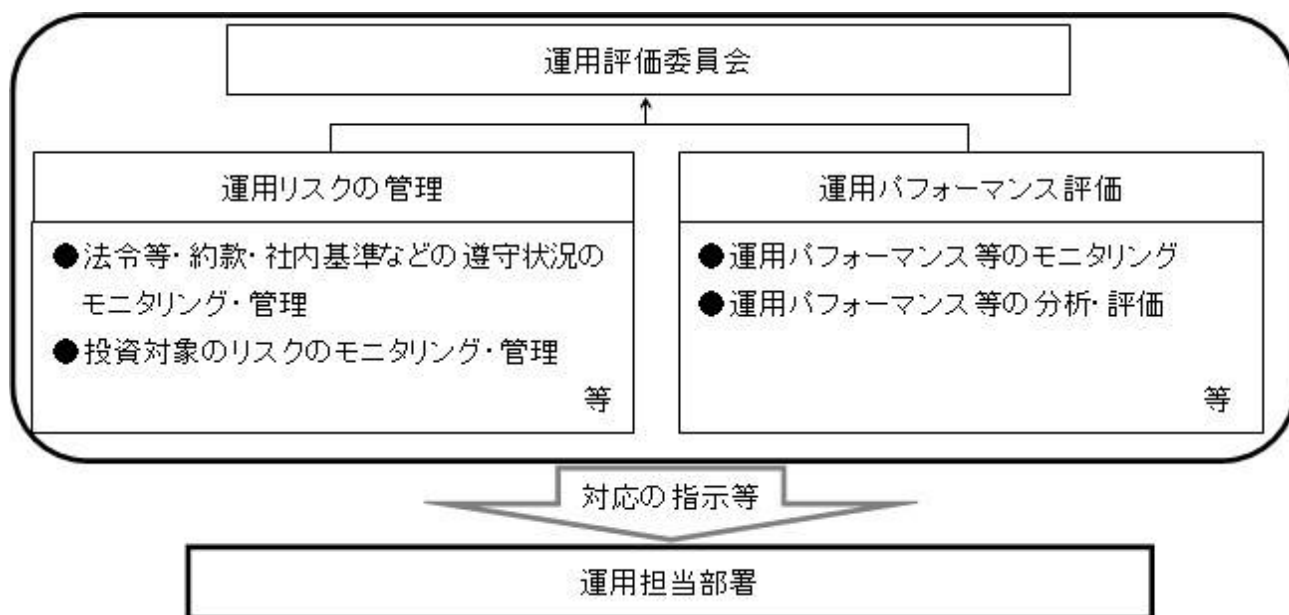
○注意事項

- ・当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

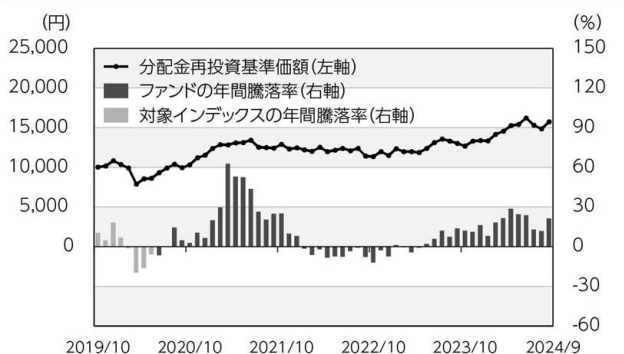


- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

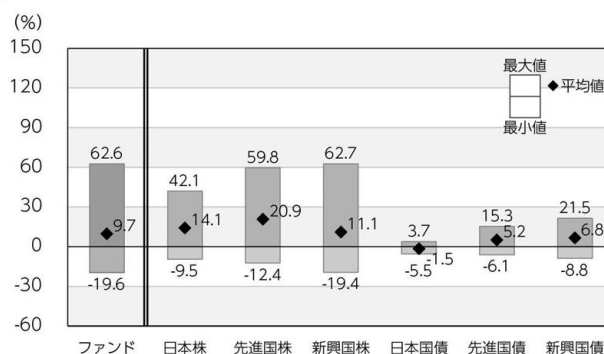
※リスク管理体制は2024年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2019年10月～2024年9月(2019年10月～2020年5月は対象インデックスのデータ)
 代表的な資産クラス:2019年10月～2024年9月

- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。
- *対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- *ファンドの対象インデックスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)です。

- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *ファンドの年間騰落率がない期間については、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示していますので、ファンドの実績ではありません。
- *対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1859%（税抜0.169%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.074%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.075%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.020%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産留保額

ありません。

- ・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2024年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.43%	0.19%	0.25%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年3月28日~2024年3月25日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	3,021,415,231	100.00
内 日本	3,021,415,231	100.00
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	46,457	0.00
純資産総額	3,021,461,688	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	95,249,012,921	92.81
内 インド	18,925,475,035	18.44
内 台湾	17,031,765,660	16.60
内 ケイマン諸島	15,639,942,230	15.24
内 韓国	10,279,505,650	10.02
内 中国	9,593,079,656	9.35
内 ブラジル	3,886,974,282	3.79
内 サウジアラビア	3,636,614,881	3.54
内 南アフリカ	2,794,749,277	2.72
内 インドネシア	1,628,214,611	1.59
内 マレーシア	1,442,204,438	1.41
内 タイ	1,428,817,929	1.39
内 メキシコ	1,351,460,113	1.32
内 アラブ首長国連邦	1,127,753,270	1.10
内 ポーランド	774,446,744	0.75
内 香港	771,675,685	0.75
内 カタール	743,614,760	0.72
内 クエート	654,297,428	0.64
内 トルコ	617,754,247	0.60
内 フィリピン	557,070,852	0.54
内 ギリシャ	449,276,218	0.44
内 チリ	394,029,272	0.38
内 バミューダ	352,317,007	0.34
内 アメリカ	322,247,159	0.31
内 ハンガリー	227,251,321	0.22
内 イギリス	136,877,164	0.13
内 チェコ	122,125,705	0.12
内 ルクセンブルグ	111,027,348	0.11
内 コロンビア	89,411,966	0.09
内 オランダ	55,980,702	0.05
内 エジプト	53,014,378	0.05
内 ペルー	28,287,670	0.03
内 シンガポール	21,750,263	0.02
内 ロシア	0	0.00

	内 キプロス	0	0.00
	内 イギリス領バージン諸島	0	0.00
投資信託受益証券		508,186,410	0.50
	内 メキシコ	366,446,676	0.36
	内 ブラジル	141,739,734	0.14
投資証券		76,549,013	0.07
	内 メキシコ	76,549,013	0.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		6,790,393,108	6.62
純資産総額		102,624,141,452	100.00

その他資産の投資状況

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	6,818,446,177	6.64
内 アメリカ	6,818,446,177	6.64

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2024年9月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	エマージング株式パッシブ・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,652,220,283	1.7164 2,836,000,540	1.8287 3,021,415,231	— —	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年9月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	1,989,940	3,631.02 7,225,519,562	4,513.60 8,981,793,184	— —	8.75

2	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 インタラクティブ・メディアおよびサービス	528,900	5,554.09 2,937,558,881	8,042.38 4,253,617,955	— —	4.14
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 コンピュータ・周辺機器	385,943	8,615.74 3,325,187,352	7,023.47 2,710,662,941	— —	2.64
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD ケイマン諸島	株式 大規模小売り	1,228,368	1,249.15 1,534,428,170	1,882.92 2,312,924,816	— —	2.25
5	RELIANCE INDUSTRIES LTD インド	株式 石油・ガス・消耗燃料	245,849	5,009.70 1,231,631,528	5,219.51 1,283,213,403	— —	1.25
6	MEITUAN ケイマン諸島	株式 ホテル・レストラン・レジャー	402,710	1,795.55 723,089,965	3,023.70 1,217,675,032	— —	1.19
7	PDD HOLDINGS INC ADR ケイマン諸島	株式 大規模小売り	56,021	15,967.99 894,542,784	19,322.78 1,082,481,872	— —	1.05
8	HDFC BANK LTD インド	株式 銀行	343,894	2,667.60 917,372,070	2,997.03 1,030,661,150	— —	1.00
9	ICICI BANK LTD インド	株式 銀行	419,311	1,827.42 766,258,931	2,234.28 936,860,696	— —	0.91
10	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・半導体製造装置	44,109	19,578.86 863,604,313	20,107.71 886,931,421	— —	0.86
11	INFOSYS LTD インド	株式 情報技術サービス	268,642	2,418.59 649,735,526	3,260.54 875,918,658	— —	0.85
12	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 電子装置・機器・部品	1,008,195	664.10 669,550,644	862.09 869,162,489	— —	0.85
13	CHINA CONSTRUCTION BANK 中国	株式 銀行	7,748,530	88.21 683,568,005	110.03 852,619,571	— —	0.83
14	MEDIATEK INC 台湾	株式 半導体・半導体製造装置	122,945	4,760.15 585,237,808	5,687.13 699,204,935	— —	0.68
15	BHARTI AIRTEL LTD インド	株式 無線通信	205,855	2,158.01 444,238,820	2,966.16 610,600,101	— —	0.59

		サービス					
16	JD.COM INC ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	198,735	1,826.91 363,072,099	2,792.23 554,915,816	— —	0.54
17	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD インド	株式 情報技術 サービス	73,032	6,616.41 483,210,071	7,367.87 538,090,793	— —	0.52
18	AL RAJHI BANK サウジアラビア	株式 銀行	158,927	3,061.38 486,536,176	3,357.49 533,595,972	— —	0.52
19	NASPERS LTD 南アフリカ	株式 大規模小 売り	14,368	26,700.17 383,628,134	35,193.38 505,658,515	— —	0.49
20	XIAOMI CORP ケイマン諸島	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	1,238,800	299.46 370,981,657	403.22 499,510,794	— —	0.49
21	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	5,617,235	74.60 419,088,343	86.52 486,018,338	— —	0.47
22	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	544,000	559.91 304,593,399	892.78 485,673,408	— —	0.47
23	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS ケイマン諸島	株式 銀行	239,195	2,136.68 511,085,437	1,979.66 473,525,993	— —	0.46
24	VALE SA ブラジル	株式 金属・鉱 業	275,289	1,630.95 448,985,147	1,678.68 462,124,275	— —	0.45
25	BANK CENTRAL ASIA TBK PT インドネシア	株式 銀行	4,463,000	90.40 403,487,730	101.17 451,544,025	— —	0.44
26	BANK OF CHINA LTD 中国	株式 銀行	6,371,200	60.48 385,375,598	68.52 436,555,261	— —	0.43
27	BYD CO LTD 中国	株式 自動車	84,500	3,754.26 317,235,600	5,066.44 428,114,687	— —	0.42
28	NETEASE INC ケイマン諸島	株式 娯楽	156,600	2,590.47 405,668,346	2,678.34 419,428,983	— —	0.41
29	MAHINDRA & MAHINDRA LTD インド	株式 自動車	75,480	3,492.58 263,620,016	5,444.04 410,916,252	— —	0.40
30	AXIS BANK LTD インド	株式 銀行	184,556	1,804.67 333,064,277	2,177.08 401,794,376	— —	0.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	92.81
投資信託受益証券	0.50
投資証券	0.07
合計	93.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2024年9月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
銀行	外国	15.95
半導体・半導体製造装置		11.56
インタラクティブ・メディアおよびサービス		5.10
コンピュータ・周辺機器		4.82
大規模小売り		4.64
石油・ガス・消耗燃料		4.38
金属・鉱業		3.40
自動車		3.03
保険		2.79
ホテル・レストラン・レジャー		2.49
電子装置・機器・部品		2.36
情報技術サービス		2.18
化学		1.85
無線通信サービス		1.53
電気設備		1.49
食品		1.39
不動産管理・開発		1.38
医薬品		1.28
生活必需品流通・小売り		1.19
金融サービス		1.16
独立系発電事業者・エネルギー販売業者		1.14
各種電気通信サービス		1.13
コングロマリット		1.09
電力		1.04
飲料		0.95
娯楽		0.85
バイオテクノロジー		0.79
資本市場		0.76
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		0.72
繊維・アパレル・贅沢品		0.70
消費者金融		0.69
パーソナルケア用品		0.67
運送インフラ		0.66
専門小売り		0.65
機械		0.64
建設・土木		0.63
建設資材		0.63
自動車用部品		0.60
航空宇宙・防衛		0.53
家庭用耐久財		0.41
ライフサイエンス・ツール／サービス		0.38
タバコ	0.34	
旅客航空輸送	0.34	
ガス	0.32	
海上運輸	0.31	

航空貨物・物流サービス	0.24
陸上運輸	0.20
通信機器	0.19
ソフトウェア	0.19
各種消費者サービス	0.18
ヘルスケア機器・用品	0.15
紙製品・林産品	0.13
商社・流通業	0.12
水道	0.11
エネルギー設備・サービス	0.09
総合公益事業	0.08
メディア	0.07
建設関連製品	0.04
家庭用品	0.04
商業サービス・用品	0.04
容器・包装	0.01
合計	92.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年9月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	I C E - U S	MINI MSCI EMG MKT Dec24	買建	801	6,330,242,137	6,818,446,177	6.64

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日(2024年9月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2020年3月25日)	14	14	0.7781	0.7781
第2計算期間末 (2021年3月25日)	205	205	1.2404	1.2404

第3計算期間末 (2022年3月25日)	545	545	1.2379	1.2379
第4計算期間末 (2023年3月27日)	1,082	1,082	1.1549	1.1549
第5計算期間末 (2024年3月25日)	1,996	1,996	1.4535	1.4535
2023年9月末日	1,534	—	1.3006	—
10月末日	1,541	—	1.2686	—
11月末日	1,660	—	1.3320	—
12月末日	1,744	—	1.3382	—
2024年1月末日	1,742	—	1.3347	—
2月末日	1,917	—	1.4156	—
3月末日	2,024	—	1.4577	—
4月末日	2,244	—	1.5279	—
5月末日	2,379	—	1.5403	—
6月末日	2,747	—	1.6236	—
7月末日	2,680	—	1.5294	—
8月末日	2,718	—	1.4875	—
9月末日	3,021	—	1.5759	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
2024年3月26日～2024年9月25日	—

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△22.2
第2計算期間	59.4
第3計算期間	△0.2
第4計算期間	△6.7
第5計算期間	25.9
2024年3月26日～2024年9月25日	5.0

(注) 収益率は期間騰落率です。

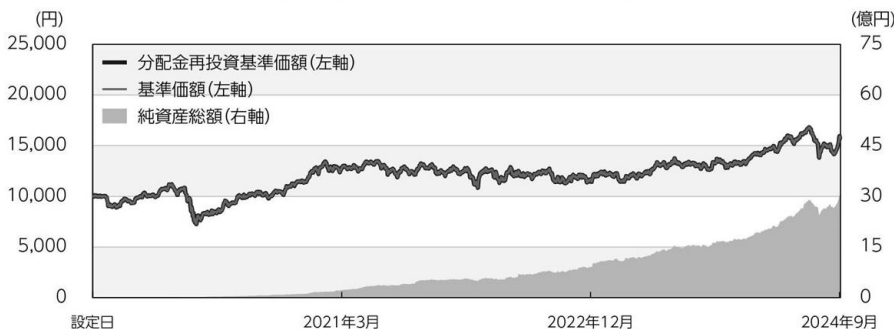
(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	26,151,100	8,114,670
第2計算期間	203,801,597	56,184,617
第3計算期間	434,567,761	159,718,333
第4計算期間	647,853,895	151,282,935
第5計算期間	848,832,112	412,027,161
2024年3月26日～ 2024年9月25日	837,278,975	321,687,123

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

基準価額・純資産の推移 (2019年6月28日~2024年9月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
 (設定日: 2019年6月28日)

分配の推移 (税引前)

2020年 3月	0円
2021年 3月	0円
2022年 3月	0円
2023年 3月	0円
2024年 3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	100.00

■エマージング株式パッシブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	92.81
内 インド	18.44
内 台湾	16.60
内 ケイマン諸島	15.24
内 韓国	10.02
内 中国	9.35
内 その他	23.16
投資信託受益証券	0.50
内 メキシコ	0.36
内 ブラジル	0.14
投資証券	0.07
内 メキシコ	0.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	6.62
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	8.75
2	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.14
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	2.64
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	株式	ケイマン諸島	大規模小売り	2.25
5	RELIANCE INDUSTRIES LTD	株式	インド	石油・ガス・消耗燃料	1.25
6	MEITUAN	株式	ケイマン諸島	ホテル・レストラン・レジャー	1.19
7	PDD HOLDINGS INC ADR	株式	ケイマン諸島	大規模小売り	1.05
8	HDFC BANK LTD	株式	インド	銀行	1.00
9	ICICI BANK LTD	株式	インド	銀行	0.91
10	SK HYNIX INC	株式	韓国	半導体・半導体製造装置	0.86

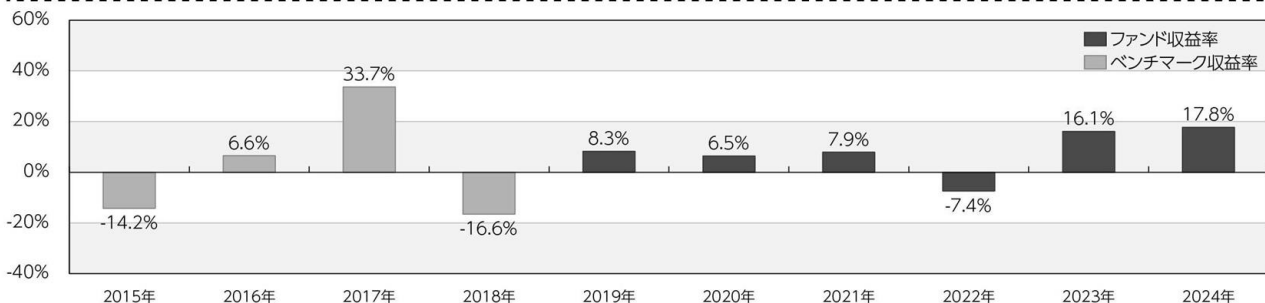
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	6.64

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	15.95
2	半導体・半導体製造装置	11.56
3	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.10
4	コンピュータ・周辺機器	4.82
5	大規模小売り	4.64

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2019年は設定日から年末までの収益率、および2024年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※2018年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)」です。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- 委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・お申込手数料

ありません。

- ・お申込単位

1円以上1円単位とします。

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

- ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

- ・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

1口単位とします。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2019年6月28日（設定日）から原則として無期限です。

※下記(5)その他 イ. 償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

- a. 計算期間は、原則として毎年3月26日から翌年3月25日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ.償還規定c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下ロ. 信託約款の変更等c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2023年3月28日から2024年3月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているOne DC 新興国株式インデックスファンドの2023年3月28日から2024年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、One DC 新興国株式インデックスファンドの2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【One DC 新興国株式インデックスファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 2023年3月27日現在	第5期 2024年3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,884,213	19,413,659
親投資信託受益証券	1,082,168,981	1,996,893,168
未収入金	—	1,529,000
流動資産合計	1,094,053,194	2,017,835,827
資産合計	1,094,053,194	2,017,835,827
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,878,927	19,321,063
未払受託者報酬	102,561	184,620
未払委託者報酬	866,941	1,375,753
その他未払費用	16,325	29,459
流動負債合計	11,864,754	20,910,895
負債合計	11,864,754	20,910,895
純資産の部		
元本等		
元本	937,073,798	1,373,878,749
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	145,114,642	623,046,183
(分配準備積立金)	33,385,065	254,029,043
元本等合計	1,082,188,440	1,996,924,932
純資産合計	1,082,188,440	1,996,924,932
負債純資産合計	1,094,053,194	2,017,835,827

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2022年3月26日 至 2023年3月27日	第5期 自 2023年3月28日 至 2024年3月25日
営業収益		
受取利息	18	155
有価証券売買等損益	△58,971,310	346,705,187
営業収益合計	△58,971,292	346,705,342
営業費用		
支払利息	783	2,123
受託者報酬	174,178	333,893
委託者報酬	1,472,396	2,555,715
その他費用	27,691	53,254
営業費用合計	1,675,048	2,944,985
営業利益又は営業損失(△)	△60,646,340	343,760,357
経常利益又は経常損失(△)	△60,646,340	343,760,357
当期純利益又は当期純損失(△)	△60,646,340	343,760,357
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△3,602,600	50,399,213
期首剰余金又は期首欠損金(△)	104,814,333	145,114,642
剰余金増加額又は欠損金減少額	131,455,649	265,823,074
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	131,455,649	265,823,074
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,111,600	81,252,677
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,111,600	81,252,677
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	145,114,642	623,046,183

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期	
	自 2023年3月28日	至 2024年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年3月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2023年3月27日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期	第5期
	2023年3月27日現在	2024年3月25日現在
1. 期首元本額	440,502,838円	937,073,798円
期中追加設定元本額	647,853,895円	848,832,112円
期中一部解約元本額	151,282,935円	412,027,161円
2. 受益権の総数	937,073,798口	1,373,878,749口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期	第5期
	自 2022年3月26日 至 2023年3月27日	自 2023年3月28日 至 2024年3月25日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,603,572円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(111,729,577円)及び分配準備積立金(13,781,493円)より分配対象収益は145,114,642円(1万口当たり1,548.59円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(40,535,152円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(189,958,077円)、信託約款に規定される収益調整金(369,017,140円)及び分配準備積立金(23,535,814円)より分配対象収益は623,046,183円(1万口当たり4,534.94円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期	第5期
	自 2022年3月26日 至 2023年3月27日	自 2023年3月28日 至 2024年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	--	-----------

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2023年3月27日現在	第5期 2024年3月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期 2023年3月27日現在	第5期 2024年3月25日現在

	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△58,058,718	332,425,192
合計	△58,058,718	332,425,192

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第4期 2023年3月27日現在	第5期 2024年3月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1549円 (11,549円)	1,4535円 (14,535円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	エマージング株式パッシブ・ マザーファンド	1,185,099,803	1,996,893,168	
親投資信託受益証券	合計	1,185,099,803	1,996,893,168	
合計			1,996,893,168	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2024年3月25日現在

資産の部	
流動資産	
預金	2,395,393,593
コール・ローン	382,044,128
株式	84,679,136,345
投資信託受益証券	719,006,642
投資証券	60,048,290
未収配当金	227,688,253
差入委託証拠金	1,855,909,667
流動資産合計	90,319,226,918
資産合計	90,319,226,918
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,862,441
未払金	1,094
未払解約金	256,100,000
流動負債合計	264,963,535
負債合計	264,963,535
純資産の部	
元本等	
元本	53,444,705,927
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	36,609,557,456
元本等合計	90,054,263,383
純資産合計	90,054,263,383
負債純資産合計	90,319,226,918

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年3月28日 至 2024年3月25日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年3月25日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	64,022,472,254円
同期中追加設定元本額	35,399,058,276円
同期中一部解約元本額	45,976,824,603円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M新興国株式インデックスファンド<DC年金>	9,975,317,561円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>	4,309,885,256円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	2,658,232円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	10,330,770円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	27,041,703円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	35,856,325円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	33,473,924円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	23,345,655円

たわらノーロード 新興国株式	13,044,471,195円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ向け>	1,888,687,033円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	4,740,095,109円
たわらノーロード バランス (堅実型)	30,975,049円
たわらノーロード バランス (標準型)	141,552,859円
たわらノーロード バランス (積極型)	262,693,979円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	93,091円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	491,029円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	102,435,424円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	123,257,597円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	217,560,788円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	11,703円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	9,301,433円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	2,390,324円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	9,438,777円
たわらノーロード 全世界株式	1,604,198,205円
One DC 新興国株式インデックスファンド	1,185,099,803円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	360,841,573円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国10)	400,914,931円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国20)	597,969,327円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国30)	1,178,207,305円
投資のソムリエ	4,832,604,535円
クルーズコントロール	465,895,801円
投資のソムリエ<DC年金>	494,860,527円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	534,101,120円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	564,849,846円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1,818,628,096円
ワールドアセットバランス (基本コース)	505,876,601円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	1,334,419,363円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	71,200,061円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	36,229,359円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	4,970,346円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	97,531,887円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	1,526,293,546円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	315,749,937円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	35,488,503円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	38,886,323円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	23,816,790円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	5,984,281円
One グローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	22,772,716円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	163,200,913円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	2,018,662円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	138,598,432円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	92,132,322円
計	53,444,705,927円
2. 受益権の総数	53,444,705,927口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年3月28日
----	--------------

至 2024年3月25日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年3月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年3月25日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
株式	4,963,547,455	
投資信託受益証券	140,166,691	
投資証券	8,656,263	
合計	5,112,370,409	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年4月19日から2024年3月25日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2024年3月25日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	4,593,117,973	—	4,584,255,532	△8,862,441
合計	4,593,117,973	—	4,584,255,532	△8,862,441

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年3月25日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6850円 (16,850円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年3月25日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CIA DE MINAS BUENAVENTURA SA ADR	15,644	17.060	266,886.640	
	SURGUTNEFTEGAZ SP ADR PREF	24,210	0.000	0.000	
	CREDICORP LTD	5,400	173.720	938,088.000	
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JOINT STOCK COMPANY ADR	42,311	0.000	0.000	
	SOUTHERN COPPER CORP	6,834	104.360	713,196.240	
	GAZPROM PJSC	966,942	0.000	0.000	
	LUKOIL PJSC	33,845	0.000	0.000	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BANK EGYPT GDR	219,522	1.720	377,577.840	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO	89,000	1.920	170,880.000	
	SHANGHAI BAOSIGHT	51,568	2.071	106,797.320	

SOFTWARE CO LTD				
EFG HOLDING S. A. E. -GDR	62,824	0.700	43,976.800	
SURGUTNEFTEGAZ ADR	71,084	0.000	0.000	
X5 RETAIL GROUP NV GDR	16,003	0.000	0.000	
NOVATEK PJSC GDR	7,413	0.000	0.000	
NOVOLIPETSK STEEL GDR	13,260	0.000	0.000	
MMC NORILSK NICKEL ADR	53,953	0.000	0.000	
MAGNIT PJSC	7,574	0.000	0.000	
ROSNEFT OIL CO PJSC	107,951	0.000	0.000	
SEVERSTAL GDR	18,608	0.000	0.000	
TATNEFT ADR	19,509	0.000	0.000	
VTB BANK PJSC	304,000,000	0.000	0.000	
VIPSHOP HOLDINGS LTD ADR	27,140	16.620	451,066.800	
TAL EDUCATION GROUP-ADR	35,582	11.860	422,002.520	
VK CO LTD GDR	9,858	0.000	0.000	
SBERBANK OF RUSSIA PJSC	897,112	0.000	0.000	
YANDEX NV	25,601	0.000	0.000	
PHOSAGRO PJSC GDR	18,163	0.000	0.000	
H WORLD GROUP LTD ADR	16,409	37.800	620,260.200	
TCS GROUP HOLDING PLC GDR	9,961	0.000	0.000	
QIFU TECHNOLOGY INC ADR	10,000	18.960	189,600.000	
NIO INC ADR	108,122	4.890	528,716.580	
TENCENT MUSIC ENTERTAINMENT GROUP ADR	59,863	10.950	655,499.850	
AUTOHOME INC ADR	4,983	25.970	129,408.510	
KANZHUN LTD ADR	18,055	18.570	335,281.350	
KE HOLDINGS INC ADR	52,192	13.640	711,898.880	
LEGEND BIOTECH CORP ADR	5,782	58.140	336,165.480	
OZON HOLDINGS PLC ADR	4,537	0.000	0.000	
PDD HOLDINGS INC ADR	47,054	122.990	5,787,171.460	
YUM CHINA HOLDINGS INC	32,205	37.880	1,219,925.400	
IQIYI INC ADR	33,439	4.040	135,093.560	
POLYUS PJSC GDR	6,787	0.000	0.000	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC ADR	34,164	21.020	718,127.280	
アメリカ・ドル 小計	307,290,464		14,857,620.710 (2,249,889,504)	
アラブ首長国連 邦・ディルハム				
ABU DHABI ISLAMIC BANK PJSC	118,172	11.280	1,332,980.160	
DUBAI ISLAMIC BANK PJSC	243,692	5.870	1,430,472.040	
EMIRATES TELECOMMUNICATIONS GROUP CO PJSC	270,155	18.320	4,949,239.600	
ABU DHABI COMMERCIAL BANK PJSC	230,790	8.600	1,984,794.000	
FIRST ABU DHABI BANK PJSC	350,911	13.540	4,751,334.940	
EMAAR PROPERTIES PJSC	532,492	8.380	4,462,282.960	
ALDAR PROPERTIES PJSC	289,682	5.770	1,671,465.140	

	EMIRATES NBD BANK PJSC	151,332	17.650	2,671,009.800	
	MULTIPLY GROUP	316,386	2.290	724,523.940	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERNATIONAL PLC	188,416	3.480	655,687.680	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FOR DISTRIBUTION PJSC	220,178	3.720	819,062.160	
	アラブ首長国連邦・ディルハム 小計	2,912,206		25,452,852.420 (1,051,457,333)	
インド・ルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	238,822	2,910.050	694,983,961.100	
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	59,189	592.800	35,087,239.200	
	ASIAN PAINTS LTD	30,691	2,841.500	87,208,476.500	
	BANK OF BARODA	74,365	259.800	19,320,027.000	
	EICHER MOTORS LTD	11,149	3,988.400	44,466,671.600	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	21,488	2,223.550	47,779,642.400	
	HDFC BANK LTD	219,463	1,442.850	316,652,189.550	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	73,764	1,878.800	138,587,803.200	
	SHREE CEMENT LTD	637	25,366.050	16,158,173.850	
	ICICI BANK LTD	406,412	1,090.300	443,111,003.600	
	INDUSIND BANK LTD	21,721	1,512.100	32,844,324.100	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP LTD	42,590	473.450	20,164,235.500	
	STATE BANK OF INDIA LTD	139,171	746.700	103,918,985.700	
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	19,695	868.100	17,097,229.500	
	TATA STEEL LTD	584,162	151.800	88,675,791.600	
	TATA MOTORS LTD	130,679	979.800	128,039,284.200	
	JSW STEEL LTD	47,396	824.800	39,092,220.800	
	TATA COMMUNICATIONS LTD	8,325	1,922.650	16,006,061.250	
	TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	45,653	1,122.750	51,256,905.750	
	BAJAJ HOLDINGS & INVESTMENT LTD	2,047	8,395.050	17,184,667.350	
	TATA POWER CO LTD	116,480	390.700	45,508,736.000	
	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	8,690	4,865.000	42,276,850.000	
	NESTLE INDIA LTD	26,123	2,573.400	67,224,928.200	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS LTD	82,126	239.100	19,636,326.600	
	GAIL INDIA LTD	176,391	174.100	30,709,673.100	
	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	85,860	1,776.400	152,521,704.000	
	VEDANTA LTD	67,908	271.100	18,409,858.800	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	4,491	3,930.300	17,650,977.300	
	AXIS BANK LTD	179,347	1,033.300	185,319,255.100	
	TITAN COMPANY LTD	28,558	3,706.700	105,855,938.600	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	253,743	263.250	66,797,844.750	
	COLGATE-PALMOLIVE INDIA LTD	11,612	2,708.050	31,445,876.600	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	294,208	197.500	58,106,080.000	
	LUPIN LTD	17,611	1,608.250	28,322,890.750	

NMDC LTD	81,582	203.700	16,618,253.400
MPHASIS LTD	5,263	2,389.400	12,575,412.200
BAJAJ FINANCE LTD	21,910	6,760.900	148,131,319.000
INFOSYS LTD	261,392	1,508.850	394,401,319.200
WIPRO LTD	105,400	487.100	51,340,340.000
TATA ELXSI LTD	2,450	7,665.000	18,779,250.000
MRF LTD	175	131,302.950	22,978,016.250
INDIAN OIL CORP LTD	231,980	165.150	38,311,497.000
HINDUSTAN UNILEVER LTD	64,408	2,256.550	145,339,872.400
TRENT LTD	14,859	3,948.600	58,672,247.400
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE LTD	8,212	6,375.900	52,358,890.800
CUMMINS INDIA LTD	11,753	2,930.800	34,445,692.400
HCL TECHNOLOGIES LTD	75,976	1,557.850	118,359,211.600
DABUR INDIA LTD	48,446	520.800	25,230,676.800
HERO MOTOCORP LTD	9,007	4,684.000	42,188,788.000
SRF LTD	11,493	2,550.950	29,318,068.350
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	5,183	2,276.050	11,796,767.150
DR REDDYS LABORATORIES LTD	8,927	6,203.200	55,375,966.400
BHARTI AIRTEL LTD	175,021	1,236.100	216,343,458.100
PUNJAB NATIONAL BANK LTD	175,051	122.750	21,487,510.250
UNITED SPIRITS LTD	22,698	1,134.500	25,750,881.000
UNION BANK OF INDIA LTD	119,319	148.100	17,671,143.900
SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	77,006	1,608.900	123,894,953.400
DIVI'S LABORATORIES LTD	10,063	3,431.450	34,530,681.350
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	11,212	12,337.700	138,330,292.400
AUROBINDO PHARMA LTD	19,255	1,019.850	19,637,211.750
HAVELLS INDIA LTD	19,728	1,469.250	28,985,364.000
TVS MOTOR COMPANY LTD	19,342	2,050.800	39,666,573.600
INDRAPRASTHA GAS LTD	27,995	412.750	11,554,936.250
JINDAL STEEL & POWER LTD	27,284	832.900	22,724,843.600
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNAT	168,590	116.300	19,607,017.000
SHRIRAM FINANCE LTD	21,711	2,330.700	50,601,827.700
PETRONET LNG LTD	61,507	259.350	15,951,840.450
CIPLA LTD/INDIA	42,866	1,481.250	63,495,262.500
LARSEN & TOUBRO LTD	53,051	3,617.800	191,927,907.800
ULTRATECH CEMENT LTD	9,165	9,681.750	88,733,238.750
ASHOK LEYLAND LTD	104,617	166.650	17,434,423.050
TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	70,993	3,910.900	277,646,523.700
ADANI ENTERPRISES LTD	13,628	3,107.700	42,351,735.600
NTPC LTD	350,103	324.750	113,695,949.250
YES BANK LTD	977,054	23.900	23,351,590.600
AMBUJA CEMENTS LTD	43,308	589.350	25,523,569.800
BHARAT FORGE LTD	21,319	1,128.950	24,068,085.050
SUZLON ENERGY LTD	647,342	37.350	24,178,223.700

HINDALCO INDUSTRIES LTD	102,274	547.750	56,020,583.500	
ITC LTD	235,896	428.600	101,105,025.600	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	11,991	2,960.100	35,494,559.100	
UNITED PHOSPHORUS LTD	38,855	470.000	18,261,850.000	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	8,201	2,559.800	20,992,919.800	
SIEMENS INDIA LTD	6,537	4,991.550	32,629,762.350	
INFO EDGE INDIA LTD	6,037	5,243.100	31,652,594.700	
GMR INFRASTRUCTURE LTD	191,362	78.650	15,050,621.300	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	43,980	535.950	23,571,081.000	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	33,447	1,221.650	40,860,527.550	
TECH MAHINDRA LTD	44,064	1,262.650	55,637,409.600	
INDIAN HOTELS CO LTD	70,981	557.050	39,539,966.050	
MARICO LTD	39,330	497.750	19,576,507.500	
POWER FINANCE CORP LTD	120,494	391.650	47,191,475.100	
PAGE INDUSTRIES LTD	508	34,449.850	17,500,523.800	
ABB LTD/INDIA	3,837	5,967.400	22,896,913.800	
DLF LTD	58,079	865.900	50,290,606.100	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	373,975	275.750	103,123,606.250	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	3,889	7,971.400	31,000,774.600	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	42,728	1,281.600	54,760,204.800	
REC LTD	107,503	460.100	49,462,130.300	
BAJAJ FINSERV LTD	29,864	1,587.550	47,410,593.200	
BAJAJ AUTO LTD	5,635	8,945.250	50,406,483.750	
JUBILANT FOODWORKS LTD	30,266	452.450	13,693,851.700	
ADANI POWER LTD	56,727	531.050	30,124,873.350	
MUTHOOT FINANCE LTD	8,095	1,424.350	11,530,113.250	
COAL INDIA LTD	125,313	431.950	54,128,950.350	
TATA MOTORS LTD	33,523	649.150	21,761,455.450	
PI INDUSTRIES LTD	6,856	3,791.150	25,992,124.400	
VARUN BEVERAGES LTD	36,645	1,402.400	51,390,948.000	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	8,731	3,743.950	32,688,427.450	
LTIMINDTREE LTD	7,301	5,005.000	36,541,505.000	
ADANI GREEN ENERGY LTD	25,426	1,851.750	47,082,595.500	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	78,639	623.850	49,058,940.150	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	11,593	564.250	6,541,350.250	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	16,100	3,170.800	51,049,880.000	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	7,421	3,773.400	28,002,401.400	
BANDHAN BANK LTD	72,375	181.750	13,154,156.250	
GODREJ PROPERTIES LTD	9,790	2,246.450	21,992,745.500	
POLYCAB INDIA LTD	3,386	4,909.900	16,624,921.400	

	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND FINANCE CO LTD	33,361	1,089.400	36,343,473.400	
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES LTD	22,115	704.100	15,571,171.500	
	INDIAN RAILWAY CATERING & TOURISM CORP LTD	18,362	928.700	17,052,789.400	
	ZOMATO LTD	489,143	174.200	85,208,710.600	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	17,889	1,158.200	20,719,039.800	
	MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	59,852	739.050	44,233,620.600	
	APL APOLLO TUBES LTD	12,592	1,518.850	19,125,359.200	
	SONA BLW PRECISION FORGINGS LTD	32,684	691.450	22,599,351.800	
	ONE 97 COMMUNICATIONS LTD	17,909	402.350	7,205,686.150	
	JIO FINANCIAL SERVICES LTD	228,797	344.650	78,854,886.050	
	ASTRAL POLYTECHNIK LTD	10,569	1,938.900	20,492,234.100	
	BERGER PAINTS INDIA LTD	22,656	558.350	12,649,977.600	
	AVENUE SUPERMARTS LTD	12,852	4,297.600	55,232,755.200	
	IDFC BANK LTD	248,808	78.050	19,419,464.400	
	ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE CO LTD	18,897	1,669.850	31,555,155.450	
	ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	24,801	581.850	14,430,461.850	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	11,895	3,286.800	39,096,486.000	
	SBI LIFE INSURANCE CO LTD	35,181	1,501.100	52,810,199.100	
インド・ルピー	小計	11,224,228		8,251,185,247.800 (15,017,157,151)	
インドネシア・ルピア	ANEKA TAMBANG TBK PT	547,000	1,670.000	913,490,000.000	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,178,385	945.000	2,058,573,825.000	
	UNITED TRACTORS TBK PT	112,201	24,600.000	2,760,144,600.000	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	364,000	6,425.000	2,338,700,000.000	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	591,600	2,720.000	1,609,152,000.000	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,654,200	5,375.000	8,891,325,000.000	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	3,947,700	3,900.000	15,396,030,000.000	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	620,600	5,300.000	3,289,180,000.000	
	INDAH KIAT PULP AND PAPER CORP TBK PT	192,100	9,350.000	1,796,135,000.000	
	BANK MANDIRI	2,926,600	7,050.000	20,632,530,000.000	
	BANK RAKYAT INDONESIA	5,342,400	6,125.000	32,722,200,000.000	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	1,203,900	5,850.000	7,042,815,000.000	
	KALBE FARMA TBK PT	1,953,000	1,485.000	2,900,205,000.000	

	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	234,932	5,800.000	1,362,605,600.000	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	4,321,100	10,100.000	43,643,110,000.000	
	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,308,000	2,650.000	3,466,200,000.000	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	194,100	11,125.000	2,159,362,500.000	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK PT	1,482,800	2,900.000	4,300,120,000.000	
	SARANA MENARA NUSANTARA TBK PT	1,523,700	875.000	1,333,237,500.000	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	66,987,200	68.000	4,555,129,600.000	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL PT	528,400	8,775.000	4,636,710,000.000	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	794,082	2,320.000	1,842,270,240.000	
	インドネシア・ルピア 小計	99,008,000		169,649,225,865.000 (1,628,632,568)	
オフショア・人 民元	EVE ENERGY CO LTD	14,732	40.420	595,467.440	
	SIEYUAN ELECTRIC CO LTD	5,800	58.360	338,488.000	
	WUS PRINTED CIRCUIT KUNSHAN CO LTD	5,940	31.840	189,129.600	
	CHINA ZHENHUA GROUP SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD	3,000	55.730	167,190.000	
	HENGDIAN GROUP DMEGC MAGNETICS CO LTD	15,000	14.890	223,350.000	
	TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOGY CO LTD	12,000	8.260	99,120.000	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	5,180	37.580	194,664.400	
	YUNNAN ALUMINIUM CO LTD	12,200	12.790	156,038.000	
	KUANG-CHI TECHNOLOGIES CO LTD	17,500	17.350	303,625.000	
	UNISPLENDOUR CORP LTD	7,040	22.830	160,723.200	
	JIANGXI SPECIAL ELECTRIC MOTOR CO LTD	10,500	10.020	105,210.000	
	SHANDONG SUN PAPER INDUSTRY JSC LTD	19,100	13.970	266,827.000	
	HANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO LTD	1,200	47.920	57,504.000	
	SUNWODA ELECTRONIC CO LTD	16,200	14.080	228,096.000	
	HUAGONG TECH CO LTD	2,200	34.320	75,504.000	
	CHANGCHUN HIGH & NEW TECHNOLOGY INDUSTRY GROUP INC	2,100	125.950	264,495.000	
	ZHEJIANG SANHUA INTELLIGENT CONTROLS CO	11,800	24.540	289,572.000	

LTD				
MANGO EXCELLENT MEDIA CO LTD	8,100	26.790	216,999.000	
SHENZHEN KAIFA TECHNOLOGY CO LTD	13,600	14.920	202,912.000	
SUZHOU DONGSHAN PRECISION MANUFACTURING CO LTD	13,900	15.700	218,230.000	
YINTAI GOLD CO LTD	23,900	16.400	391,960.000	
GEM CO LTD	29,100	6.270	182,457.000	
THUNDER SOFTWARE TECHNOLOGY CO LTD	2,600	57.500	149,500.000	
WALVAX BIOTECHNOLOGY CO LTD	6,900	16.760	115,644.000	
ZHEJIANG CENTURY HUATONG GROUP CO LTD	58,100	5.240	304,444.000	
INNER MONGOLIA DIAN TOU ENERGY CORP LTD	16,900	15.990	270,231.000	
SUNGROW POWER SUPPLY CO LTD	5,900	102.970	607,523.000	
WUHAN GUIDE INFRARED CO LTD	15,593	7.600	118,506.800	
HANGZHOU ROBAM APPLIANCES CO LTD	5,904	24.050	141,991.200	
ZHEJIANG NHU CO LTD	5,812	16.930	98,397.160	
HANGZHOU BINJIANG REAL ESTATE GROUP CO LTD	29,600	6.500	192,400.000	
SHIJIAZHUANG YILING PHARMACEUTICAL CO LTD	13,360	20.820	278,155.200	
FUJIAN SUNNER DEVELOPMENT CO LTD	6,600	16.310	107,646.000	
BEIJING NEW BUILDING MATERIALS PLC	5,100	27.450	139,995.000	
GUANGDONG HAID GROUP CO LTD	9,300	43.510	404,643.000	
GOTION HIGH-TECH CO LTD	10,400	20.250	210,600.000	
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQUIPMENT & SUPPLY CO LTD	1,000	33.880	33,880.000	
MUYUAN FOODSTUFF CO LTD	24,000	42.250	1,014,000.000	
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICAL PRODUCTS CO LTD	8,950	47.320	423,514.000	
SHANXI XISHAN COAL & ELECTRICITY POWER CO LTD	18,000	10.530	189,540.000	
CHINA BAOAN GROUP CO LTD	18,000	10.960	197,280.000	
TIANQI LITHIUM CORP	4,300	49.800	214,140.000	
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	11,200	10.520	117,824.000	
BEIJING YANJING BREWERY CO LTD	24,800	9.040	224,192.000	

TIANMA MICROELECTRONICS CO LTD	10,100	8.720	88,072.000	
BY-HEALTH CO LTD	14,100	16.710	235,611.000	
SICHUAN KELUN PHARMACEUTICAL CO LTD	12,000	30.220	362,640.000	
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEERING INC	7,800	19.600	152,880.000	
RONGSHENG PETRO CHEMICAL CO LTD	51,550	10.820	557,771.000	
CHINA RESOURCES SANJIU MEDICAL & PHARMACEUTICAL CO LTD	6,000	54.530	327,180.000	
UNIGROUP GUOXIN MICROELECTRONICS CO LTD	2,239	67.040	150,102.560	
INSPUR ELECTRONIC INFORMATION INDUSTRY CO LTD	11,470	40.710	466,943.700	
GRG BANKING EQUIPMENT CO LTD	12,700	12.420	157,734.000	
SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO LTD	36,700	3.630	133,221.000	
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO LTD	39,729	13.270	527,203.830	
CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROUP CO LTD	10,800	25.050	270,540.000	
SHANGHAI BAIRUN INVESTMENT HOLDING GROUP CO LTD	3,584	18.680	66,949.120	
SHENZHEN SALUBRIS PHARMACEUTICALS CO LTD	500	27.730	13,865.000	
LEPU MEDICAL TECHNOLOGY BEIJING CO LTD	6,900	14.320	98,808.000	
XCMG CONSTRUCTION MACHINERY CO LTD	33,100	5.860	193,966.000	
DONG-E-E-JIAO CO LTD	4,900	60.480	296,352.000	
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICATIONS GROUP INC CO	15,300	10.950	167,535.000	
HUADONG MEDICINE CO LTD	6,200	31.700	196,540.000	
YANTAI JEREH OILFIELD SERVICES GROUP CO LTD	5,000	29.360	146,800.000	
37 INTERACTIVE ENTERTAINMENT NETWORK TECHNOLOGY GROUP CO LTD	15,900	18.960	301,464.000	
AECC AERO-ENGINE CONTROL CO LTD	9,800	18.400	180,320.000	
LUZHOU LAOJIAO CO LTD	6,100	183.140	1,117,154.000	
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLOGY CO LTD	4,800	61.390	294,672.000	
BEIJING DABEINONG TECHNOLOGY GROUP CO LTD	14,950	5.290	79,085.500	

TCL ZHONGHUAN RENEWABLE ENERGY	13,675	12.600	172,305.000	
SONGCHENG PERFORMANCE DEVELOPMENT CO LTD	8,740	10.560	92,294.400	
BEIJING KUNLUN TECH CO LTD	9,100	41.950	381,745.000	
HITHINK ROYALFLUSH INFORMATION NETWORK CO LTD	3,600	143.780	517,608.000	
SHENZHEN ENERGY GROUP CO LTD	36,480	6.750	246,240.000	
BEIJING ENLIGHT MEDIA CO LTD	14,300	10.580	151,294.000	
LUXSHARE PRECISION INDUSTRY CO LTD	31,154	31.840	991,943.360	
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY CO LTD	29,900	16.210	484,679.000	
FOCUS MEDIA INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	71,300	6.730	479,849.000	
NEW HOPE LIUHE CO LTD	19,900	9.460	188,254.000	
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY CO LTD	19,100	19.070	364,237.000	
IFLYTEK CO LTD	7,900	51.080	403,532.000	
HESTEEL CO LTD	93,400	2.140	199,876.000	
GOERTEK INC	25,100	17.600	441,760.000	
GUOYUAN SECURITIES CO LTD	21,300	6.760	143,988.000	
BANK OF NINGBO CO LTD	35,200	20.730	729,696.000	
LENS TECHNOLOGY CO LTD	9,500	13.490	128,155.000	
TCL TECHNOLOGY GROUP CORPORATION	54,420	4.480	243,801.600	
CHANGJIANG SECURITIES CO LTD	28,300	5.270	149,141.000	
SHENZHEN OVERSEAS CHINESE TOWN CO LTD	37,600	2.820	106,032.000	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE CO LTD	40,488	17.810	721,091.280	
WESTERN SECURITIES CO LTD	22,700	7.040	159,808.000	
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT & DEVELOPMENT CO LTD	12,300	28.460	350,058.000	
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD	10,520	50.620	532,522.400	
EAST MONEY INFORMATION CO LTD	77,918	13.550	1,055,788.900	
JIANGSU YANGHE BREWERY JOINT-STOCK CO LTD	7,800	101.110	788,658.000	
WULIANGYE YIBIN CO LTD	18,600	153.430	2,853,798.000	
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUCTS CO LTD	58,900	7.150	421,135.000	

BOE TECHNOLOGY GROUP CO LTD	137,400	3.920	538,608.000	
CHINA MERCHANTS SHEKOU INDUSTRIAL ZONE HOLDINGS CO LTD	45,900	9.330	428,247.000	
GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUHAI	12,100	38.140	461,494.000	
MIDEA GROUP CO LTD	16,200	62.620	1,014,444.000	
GUOSEN SECURITIES CO LTD	42,300	8.520	360,396.000	
PING AN BANK CO LTD	97,200	10.360	1,006,992.000	
WENS FOODSTUFFS GROUP CO LTD	24,480	19.080	467,078.400	
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO LTD	113,500	4.500	510,750.000	
CHINA VANKE CO LTD	55,100	9.260	510,226.000	
ZTE CORP	16,500	27.880	460,020.000	
ZOOLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECHNOLOGY CO LTD	28,500	7.720	220,020.000	
WEICHAI POWER CO LTD	44,200	16.050	709,410.000	
LIVZON PHARMACEUTICAL GROUP INC	4,200	37.650	158,130.000	
GF SECURITIES CO LTD	15,300	13.850	211,905.000	
GOLDWIND SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD	21,100	7.640	161,204.000	
BYD CO LTD	8,400	216.950	1,822,380.000	
CECEP SOLAR ENERGY CO LTD	30,200	5.380	162,476.000	
GUANGDONG LY INTELLIGENT MANUFACTURING CO LTD	34,100	5.640	192,324.000	
GUANGZHOU TINCI MATERIALS TECHNOLOGY CO LTD	9,660	20.870	201,604.200	
SHENZHEN CAPCHEM TECHNOLOGY CO LTD	5,220	36.230	189,120.600	
LB GROUP CO LTD	11,000	18.160	199,760.000	
JIANGSU EASTERN SHENGHONG CO LTD	42,800	10.060	430,568.000	
YANGZHOU YANGJIE ELECTRONIC TECHNOLOGY CO LTD	2,100	40.500	85,050.000	
ASIA - POTASH INTERNATIONAL INVESTMENT GUANGZHOU CO LTD	9,600	21.470	206,112.000	
SINOMA SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD	11,700	15.270	178,659.000	
RISEN ENERGY CO LTD	1,100	15.350	16,885.000	
ZHEJIANG WEIXING NEW BUILDING MATERIALS CO LTD	12,700	15.370	195,199.000	
NAURA TECHNOLOGY GROUP	2,200	312.510	687,522.000	

CO LTD				
INNER MONGOLIA YUAN XING ENERGY CO LTD	30,100	6.010	180,901.000	
NANTONG FUJITSU MICROELECTRONICS CO LTD	12,800	24.800	317,440.000	
HUAFON CHEMICAL CO LTD	34,200	6.680	228,456.000	
PERFECT WORLD CO LTD/CHINA	5,550	12.160	67,488.000	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	1,700	261.500	444,550.000	
HENGYI PETROCHEMICAL CO LTD	15,600	6.460	100,776.000	
ZHEJIANG JINGSHENG MECHANICAL & ELECTRICAL CO LTD	6,600	35.600	234,960.000	
ZHEJIANG SUPOR CO LTD	600	54.400	32,640.000	
NINESTAR CORP	1,100	23.820	26,202.000	
CNPC CAPITAL CO LTD	38,200	5.760	220,032.000	
YUNDA HOLDING CO LTD	25,420	7.400	188,108.000	
HENAN SHENHUO COAL & POWER CO LTD	16,900	19.540	330,226.000	
ASYMCHAM LABORATORIES TIANJIN CO LTD	1,820	93.600	170,352.000	
JIUGUI LIQUOR CO LTD	1,800	59.840	107,712.000	
MEINIAN ONEHEALTH HEALTHCARE HOLDINGS CO LTD	15,100	5.220	78,822.000	
SF HOLDING CO LTD	24,400	38.040	928,176.000	
FIRST CAPITAL SECURITIES CO LTD	23,600	5.610	132,396.000	
INGENIC SEMICONDUCTOR CO LTD	2,500	69.130	172,825.000	
EOPOLINK TECHNOLOGY INC LTD	3,900	79.700	310,830.000	
BANK OF SHANGHAI CO LTD	97,490	6.640	647,333.600	
360 SECURITY TECHNOLOGY INC	38,900	9.220	358,658.000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	82,800	5.020	415,656.000	
ECOVACS ROBOTICS CO LTD	2,300	36.450	83,835.000	
CSC FINANCIAL CO LTD	28,900	22.670	655,163.000	
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	6,461	18.980	122,629.780	
NANJING KING-FRIEND BIOCHEMICAL PHARMACEUTICAL CO LTD	9,100	11.530	104,923.000	
HENGLI PETROCHEMICAL CO LTD	24,800	13.340	330,832.000	
SICHUAN SWELLFUN CO LTD	3,100	48.860	151,466.000	
ZHESHANG SECURITIES CO LTD	22,500	10.970	246,825.000	

DASHENLIN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	46	21.310	980.260	
SHANXI MEIJIN ENERGY CO LTD	38,800	7.130	276,644.000	
CHENGXIN LITHIUM GROUP CO LTD	3,700	20.150	74,555.000	
SATELLITE CHEMICAL CO LTD	15,278	17.100	261,253.800	
SHENZHEN KEDALI INDUSTRY CO LTD	2,200	82.010	180,422.000	
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY CORP LTD	4,410	25.750	113,557.500	
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL CO LTD	3,700	42.520	157,324.000	
GUANGZHOU SHIYUAN ELECTRONIC TECHNOLOGY CO LTD	2,700	36.360	98,172.000	
OPPEIN HOME GROUP INC	2,100	63.850	134,085.000	
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO LTD	9,116	27.260	248,502.160	
HEILONGJIANG AGRICULTURE CO LTD	9,500	12.160	115,520.000	
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD	3,100	167.680	519,808.000	
JIANGSU YOKE TECHNOLOGY CO LTD	100	58.700	5,870.000	
HANGZHOU OXYGEN PLANT GROUP CO LTD	6,900	28.400	195,960.000	
SHENNAN CIRCUITS CO LTD	40	89.900	3,596.000	
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIVE CO LTD	3,000	111.570	334,710.000	
WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES CO LTD	4,800	31.360	150,528.000	
CHINA RARE EARTH RESOURCES AND TECHNOLOGY CO LTD	3,100	28.200	87,420.000	
SHENZHEN KANGTAI BIOLOGICAL PRODUCTS CO LTD	3,200	22.680	72,576.000	
CAITONG SECURITIES CO LTD	12,700	7.660	97,282.000	
HOSHINE SILICON INDUSTRY CO LTD	2,400	51.310	123,144.000	
BANK OF CHENGDU CO LTD	21,300	13.010	277,113.000	
BETHEL AUTOMOTIVE SAFETY SYSTEMS CO LTD	100	58.460	5,846.000	
GUANGZHOU KINGMED DIAGNOSTICS GROUP CO LTD	1,900	58.020	110,238.000	
HEBEI YANGYUAN ZHIHUI BEVERAGE CO LTD	11,800	25.630	302,434.000	
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNET CO LTD	57,600	24.430	1,407,168.000	

SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDICAL ELECTRONICS CO LTD	5,800	289.290	1,677,882.000	
OFFCN EDUCATION TECHNOLOGY CO LTD	60,800	3.210	195,168.000	
SANGFOR TECHNOLOGIES INC	1,600	78.800	126,080.000	
SUNRESIN NEW MATERIALS CO LTD	4,050	46.080	186,624.000	
SG MICRO CORP	3,395	68.610	232,930.950	
CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	20,240	186.510	3,774,962.400	
GIGADEVICE SEMICONDUCTOR INC	3,016	78.380	236,394.080	
WUXI APPTec CO LTD	13,972	47.910	669,398.520	
BAIC BLUEPARK NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	51,400	8.010	411,714.000	
FLAT GLASS GROUP CO LTD	10,300	28.010	288,503.000	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD	23,400	4.490	105,066.000	
HAINAN AIRPORT INFRASTRUCTURE CO LTD	82,500	3.600	297,000.000	
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD	7,300	38.170	278,641.000	
MAXSCEND MICROELECTRONICS CO LTD	2,560	105.810	270,873.600	
NINGXIA BAOFENG ENERGY GROUP CO LTD	25,300	15.720	397,716.000	
PHARMARON BEIJING CO LTD	7,425	21.270	157,929.750	
SHANGHAI FRIENDESS ELECTRONIC TECHNOLOGY CORP LTD	1,100	274.770	302,247.000	
AMLOGIC SHANGHAI CO LTD	1,100	54.050	59,455.000	
WESTERN SUPERCONDUCTING TECHNOLOGIES CO LTD	2,520	38.890	98,002.800	
ADVANCED MICRO-FABRICATION EQUIPMENT INC CHINA	3,000	158.810	476,430.000	
MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD	5,400	49.290	266,166.000	
CHINA RAILWAY SIGNAL & COMMUNICATION CORP LTD	53,400	5.250	280,350.000	
TIANJIN 712 COMMUNICATION & BROADCASTING CO LTD	8,200	26.720	219,104.000	
SHANGHAI LINGANG HOLDINGS CORP LTD	28,700	9.890	283,843.000	
WILL SEMICONDUCTOR LTD	5,030	98.750	496,712.500	
MING YANG SMART ENERGY GROUP LTD	12,800	9.940	127,232.000	
CHINA ZHESHANG BANK CO LTD	114,300	2.950	337,185.000	

PANGANG GROUP VANADIUM TITANIUM & RESOURCES CO LTD	70,700	3.160	223,412.000	
AVARY HOLDING SHENZHEN CO LTD	10,700	24.330	260,331.000	
CHINA GREAT WALL SECURITIES CO LTD	24,800	7.650	189,720.000	
SHENZHEN SC NEW ENERGY TECHNOLOGY CORP	2,200	62.850	138,270.000	
NINGBO ORIENT WIRES & CABLES CO LTD	2,900	46.510	134,879.000	
CGN POWER CO LTD	69,500	3.850	267,575.000	
BEIJING-SHANGHAI HIGH SPEED RAILWAY CO LTD	199,300	4.960	988,528.000	
GONEO GROUP CO LTD	1,900	101.520	192,888.000	
ROCKCHIP ELECTRONICS CO LTD	3,200	53.940	172,608.000	
STARPOWER SEMICONDUCTOR LTD	800	156.000	124,800.000	
SUZHOU TFC OPTICAL COMMUNICATION CO LTD	2,000	161.460	322,920.000	
SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIES CO LTD	1,536	111.500	171,264.000	
CSPC INNOVATION PHARMACEUTICAL CO LTD	4,600	39.480	181,608.000	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	117,600	4.740	557,424.000	
BOC INTERNATIONAL CHINA CO LTD	21,000	10.420	218,820.000	
ISOFTSTONE INFORMATION TECHNOLOGY GROUP CO LTD	3,200	51.380	164,416.000	
SHANGHAI JUNSHI BIOSCIENCES CO LTD	2,300	27.440	63,112.000	
JIANGSU PACIFIC QUARTZ CO LTD	900	83.010	74,709.000	
HOYMILES POWER ELECTRONICS INC	596	215.380	128,366.480	
VERISILICON MICROELECTRONICS SHANGHAI CO LTD	4,000	39.680	158,720.000	
TIANSHAN ALUMINUM GROUP CO LTD	43,500	6.230	271,005.000	
CANMAX TECHNOLOGIES CO LTD	5,070	20.900	105,963.000	
GINLONG TECHNOLOGIES CO LTD	1,400	60.220	84,308.000	
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDINGS CO LTD	6,100	31.170	190,137.000	
SHENZHEN SED INDUSTRY CO LTD	7,600	20.700	157,320.000	
HANGZHOU CHANG CHUAN	6,000	34.500	207,000.000	

TECHNOLOGY CO LTD				
YONGXING SPECIAL MATERIALS TECHNOLOGY CO LTD	2,860	49.600	141,856.000	
JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD	11,572	17.940	207,601.680	
ZHONGTAI SECURITIES CO LTD	35,600	6.780	241,368.000	
BEIJING WANTAI BIOLOGICAL PHARMACY ENTERPRISE CO LTD	2,477	75.010	185,799.770	
SHENZHEN NEW INDUSTRIES BIOMEDICAL ENGINEERING CO LTD	2,900	77.670	225,243.000	
SHANGHAI AIKO SOLAR ENERGY CO LTD	5,320	14.460	76,927.200	
FU JIAN ANJOY FOODS CO LTD	2,600	87.820	228,332.000	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	7,900	33.970	268,363.000	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	4,600	43.260	198,996.000	
SHANGHAI UNITED IMAGING HEALTHCARE CO LTD	4,000	132.500	530,000.000	
PIOTECH INC	592	216.500	128,168.000	
RANGE INTELLIGENT COMPUTING TECHNOLOGY GROUP CO LTD	9,100	33.730	306,943.000	
ASR MICROELECTRONICS CO LTD	4,000	44.760	179,040.000	
JINKO SOLAR CO LTD	40,200	8.300	333,660.000	
CAMBRICON TECHNOLOGIES CORP LTD	2,800	181.310	507,668.000	
QI AN XIN TECHNOLOGY GROUP INC	5,600	35.010	196,056.000	
SINOMINE RESOURCE GROUP CO LTD	4,060	37.710	153,102.600	
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO LTD	1,100	338.600	372,460.000	
SHENZHEN TRANSSION HOLDINGS CO LTD	3,200	159.520	510,464.000	
BEIJING KINGSOFT OFFICE SOFTWARE INC	2,447	329.740	806,873.780	
NATIONAL SILICON INDUSTRY GROUP CO LTD	19,000	14.030	266,570.000	
BEIJING ROBOROCK TECHNOLOGY CO LTD	840	326.280	274,075.200	
XINJIANG DAQO NEW ENERGY CO LTD	8,600	27.680	238,048.000	
CHINA ENERGY ENGINEERING CORP LTD	185,600	2.120	393,472.000	

ANHUI JIANGHUAI AUTOMOBILE GROUP CORP LTD	16,800	18.100	304,080.000	
PETROCHINA CO LTD	117,300	9.080	1,065,084.000	
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD	305,700	5.250	1,604,925.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA LTD	413,100	4.180	1,726,758.000	
BANK OF CHINA LTD	196,000	4.390	860,440.000	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP	120,300	6.200	745,860.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	13,800	28.400	391,920.000	
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	33,900	37.940	1,286,166.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	93,700	31.200	2,923,440.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	51,800	40.560	2,101,008.000	
INDUSTRIAL BANK CO LTD	88,600	16.270	1,441,522.000	
SHANGHAI PUDONG DEVELOPMENT BANK CO LTD	166,700	7.040	1,173,568.000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	133,400	3.960	528,264.000	
SAIC MOTOR CORP LTD	42,500	14.850	631,125.000	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD	5,800	1,701.350	9,867,830.000	
BANK OF COMMUNICATIONS CO LTD	194,300	6.240	1,212,432.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	59,700	20.500	1,223,850.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	40,200	22.660	910,932.000	
SHANGHAI INTERNATIONAL PORT GROUP CO LTD	38,300	5.240	200,692.000	
CHINA YANGTZE POWER CO LTD	110,600	25.010	2,766,106.000	
DAQIN RAILWAY CO LTD	82,600	7.310	603,806.000	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	230,300	3.280	755,384.000	
CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORP LTD	168,300	5.170	870,111.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	55,500	8.910	494,505.000	
HUAXIA BANK CO LTD	70,700	6.320	446,824.000	
INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO LTD	29,600	28.650	848,040.000	
BANK OF BEIJING CO LTD	138,300	5.650	781,395.000	
CHINA UNITED NETWORK COMMUNICATIONS LTD	124,800	4.660	581,568.000	
BAOSHAN IRON & STEEL CO LTD	79,200	6.480	513,216.000	
ANHUI CONCH CEMENT CO	23,200	22.270	516,664.000	

LTD				
CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD	41,300	14.000	578,200.000	
HUANENG POWER INTERNATIONAL INC	59,000	9.000	531,000.000	
GREAT WALL MOTOR CO LTD	11,700	23.350	273,195.000	
POLY DEVELOPMENTS AND HOLDINGS GROUP CO LTD	55,700	9.370	521,909.000	
CRRC CORP LTD	108,900	6.470	704,583.000	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO LTD	26,652	45.930	1,224,126.360	
CHINA NORTHERN RARE EARTH GROUP HIGH-TECH CO LTD	17,400	19.670	342,258.000	
HUATAI SECURITIES CO LTD	40,300	14.240	573,872.000	
CHINA RAILWAY GROUP LTD	85,600	6.730	576,088.000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	6,600	30.600	201,960.000	
HAIER SMART HOME CO LTD	25,700	23.350	600,095.000	
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD	27,900	13.950	389,205.000	
GD POWER DEVELOPMENT CO LTD	101,300	5.010	507,513.000	
CHINA CONSTRUCTION BANK CORP	56,200	6.860	385,532.000	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	12,400	24.100	298,840.000	
GUANGHUI ENERGY CO LTD	26,400	7.610	200,904.000	
SANAN OPTOELECTRONICS CO LTD	38,100	12.950	493,395.000	
WANHUA CHEMICAL GROUP CO LTD	14,500	77.240	1,119,980.000	
SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO LTD	78,700	4.200	330,540.000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	103,500	15.390	1,592,865.000	
FOUNDER SECURITIES CO LTD	55,100	8.310	457,881.000	
SDIC POWER HOLDINGS CO LTD	38,200	14.590	557,338.000	
NARI TECHNOLOGY CO LTD	41,712	24.510	1,022,361.120	
OFFSHORE OIL ENGINEERING CO LTD	29,800	6.010	179,098.000	
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CORP LTD	9,800	84.310	826,238.000	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	30,900	8.880	274,392.000	
INNER MONGOLIA BAOTOU STEEL UNION CO LTD	222,500	1.610	358,225.000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	4,400	84.050	369,820.000	

AVIC INDUSTRY-FINANCE HOLDINGS CO LTD	25,000	3.090	77,250.000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	37,200	6.900	256,680.000	
AIR CHINA LTD	44,800	7.360	329,728.000	
TBEA CO LTD	24,180	15.580	376,724.400	
CHINA NATIONAL CHEMICAL ENGINEERING CO LTD	43,500	6.670	290,145.000	
METALLURGICAL CORP OF CHINA LTD	56,200	3.360	188,832.000	
POWER CONSTRUCTION CORP OF CHINA LTD	44,500	4.970	221,165.000	
CHINA CSSC HOLDINGS LTD	21,200	35.000	742,000.000	
SHANGHAI INTERNATIONAL AIRPORT CO LTD	11,600	36.400	422,240.000	
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO LTD	6,900	28.870	199,203.000	
JIANGXI COPPER CO LTD	14,900	22.200	330,780.000	
SOUTHWEST SECURITIES CO LTD	34,300	3.970	136,171.000	
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS CO LTD	5,800	16.660	96,628.000	
SINOLINK SECURITIES CO LTD	25,200	8.830	222,516.000	
ZHEJIANG LONGSHENG GROUP CO LTD	33,000	8.320	274,560.000	
SICHUAN CHUANYOU ENERGY CO LTD	23,700	16.500	391,050.000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	11,400	17.100	194,940.000	
AECC AVIATION POWER CO LTD	9,300	34.500	320,850.000	
BANK OF NANJING CO LTD	57,300	8.910	510,543.000	
JOINTOWN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	15,853	7.800	123,653.400	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	48,070	10.240	492,236.800	
CMOC GROUP LIMITED	53,400	7.480	399,432.000	
ZHONGJIN GOLD CORP LTD	41,200	12.000	494,400.000	
INDUSTRIAL SECURITIES CO LTD	33,800	5.650	190,970.000	
BEIJING TONGRENTANG CO LTD	9,000	42.000	378,000.000	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	20,120	25.410	511,249.200	
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS CO LTD	7,800	20.630	160,914.000	
JINDUICHENG MOLYBDENUM CO LTD	27,700	11.070	306,639.000	
PEOPLE. CN CO LTD	7,000	31.120	217,840.000	

YONGHUI SUPERSTORES CO LTD	84,500	2.350	198,575.000	
HAINAN AIRLINES HOLDING CO LTD	268,300	1.380	370,254.000	
YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD	21,000	24.020	504,420.000	
YUTONG BUS CO LTD	6,000	18.550	111,300.000	
SHENERGY CO LTD	42,900	7.400	317,460.000	
CHINA EASTERN AIRLINES CORP LTD	79,500	3.710	294,945.000	
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD	15,019	15.770	236,849.630	
HUADIAN POWER INTERNATIONAL CORP LTD	58,000	6.450	374,100.000	
SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL ENERGY DEVELOPMENT CO LTD	16,400	22.690	372,116.000	
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC	10,264	24.870	255,265.680	
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY CO LTD	16,250	13.140	213,525.000	
XIAMEN TUNGSTEN CO LTD	3,300	19.090	62,997.000	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO LTD	45,100	5.670	255,717.000	
SHANGHAI CONSTRUCTION GROUP CO LTD	59,000	2.380	140,420.000	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	10,200	42.410	432,582.000	
XIAMEN C & D INC	18,900	10.070	190,323.000	
YOUNGOR FASHION CO LTD	25,600	6.960	178,176.000	
AVIC HELICOPTER CO LTD	4,600	39.970	183,862.000	
SOOCHOW SECURITIES CO LTD	16,800	7.010	117,768.000	
HUMANWELL HEALTHCARE GROUP CO LTD	800	19.850	15,880.000	
ZHEJIANG CHINA COMMODITIES CITY GROUP CO LTD	14,200	9.150	129,930.000	
SHAN XI HUA YANG GROUP NEW ENERGY CO LTD	22,350	9.750	217,912.500	
INNER MONGOLIA JUNZHENG ENERGY & CHEMICAL INDUSTRY GROUP CO LTD	39,400	3.720	146,568.000	
HISENSE VISUAL TECHNOLOGY CO LTD	300	23.400	7,020.000	
FANGDA CARBON NEW MATERIAL CO LTD	19,600	4.910	96,236.000	
ZHANGZHOU PIENZHEHUANG PHARMACEUTICAL CO LTD	2,500	233.910	584,775.000	
GUANGDONG HEC TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	34,100	8.680	295,988.000	
SHANXI XINGHUACUN FEN	5,080	246.850	1,253,998.000	

WINE FACTORY CO LTD				
KEDA INDUSTRIAL GROUP CO LTD	12,600	10.750	135,450.000	
CHINA MERCHANTS ENERGY SHIPPING CO LTD	56,800	7.670	435,656.000	
SHANGHAI YUYUAN TOURIST MART GROUP CO LTD	25,000	6.210	155,250.000	
SHANGHAI ZHANGJIANG HIGH-TECH PARK DEVELOPMENT CO LTD	16,400	21.040	345,056.000	
CHINA NATIONAL SOFTWARE & SERVICE CO LTD	1,250	33.140	41,425.000	
ZHEJIANG JUHUA CO LTD	20,300	22.420	455,126.000	
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM CO LTD	29,200	3.330	97,236.000	
BEIJING TANTAN BIOLOGICAL PRODUCTS CORP LTD	2,700	26.180	70,686.000	
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLOGY CO LTD	12,600	14.750	185,850.000	
COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION CO LTD	2,300	16.200	37,260.000	
JONJEE HI-TECH INDUSTRIAL AND COMMERCIAL HOLDING CO LTD	4,200	24.850	104,370.000	
DALIAN PORT PDA CO LTD	173,200	1.410	244,212.000	
SICHUAN ROAD & BRIDGE GROUP CO LTD	47,460	7.500	355,950.000	
YUNNAN YUNTIANHUA CO LTD	12,700	18.500	234,950.000	
ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUTICAL CO LTD	5,830	13.240	77,189.200	
GUANGZHOU BAIYUN INTERNATIONAL AIRPORT CO LTD	19,500	10.160	198,120.000	
JOINCARE PHARMACEUTICAL GROUP INDUSTRY CO LTD	11,800	11.220	132,396.000	
SINOMA INTERNATIONAL ENGINEERING CO	22,400	10.650	238,560.000	
SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD	2,600	18.190	47,294.000	
SHANXI COAL INTERNATIONAL ENERGY GROUP CO LTD	11,100	17.320	192,252.000	
TONGWEI CO LTD	17,000	25.520	433,840.000	
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	10,654	39.500	420,833.000	
JCET GROUP CO LTD	10,900	28.250	307,925.000	
HANGZHOU SILAN MICROELECTRONICS CO LTD	6,800	21.010	142,868.000	
CHONGQING BREWERY CO LTD	2,500	65.350	163,375.000	

SHANGHAI JINJIANG INTERNATIONAL HOTELS CO LTD	5,300	29.480	156,244.000	
SHANDONG HUALU HENGSHENG CHEMICAL CO LTD	10,490	24.390	255,851.100	
XIAMEN FARATRONIC CO LTD	1,700	102.500	174,250.000	
CHINA JUSHI CO LTD	20,246	9.740	197,196.040	
SICHUAN HEBANG BIOTECHNOLOGY CO LTD	62,400	2.330	145,392.000	
NINGBO SHANSHAN CO LTD	13,200	12.110	159,852.000	
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC CO LTD	3,924	53.630	210,444.120	
HENGTONG OPTIC-ELECTRIC CO LTD	19,600	13.160	257,936.000	
SAILUN GROUP CO LTD	19,700	14.070	277,179.000	
TONGKUN GROUP CO LTD	15,700	13.430	210,851.000	
JIANGSU YANGNONG CHEMICAL CO LTD	2,210	51.420	113,638.200	
ANGEL YEAST CO LTD	4,900	29.070	142,443.000	
NINGBO SANXING MEDICAL ELECTRIC CO LTD	13,804	27.490	379,471.960	
SHEDE SPIRITS CO LTD	2,100	82.500	173,250.000	
CNGR ADVANCED MATERIAL CO LTD	1,500	52.430	78,645.000	
YUNNAN BOTANEE BIO-TECHNOLOGY GROUP CO LTD	900	62.330	56,097.000	
NINGBO DEYE TECHNOLOGY CO LTD	1,540	94.990	146,284.600	
EASTROC BEVERAGE GROUP CO LTD	1,000	180.410	180,410.000	
BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY CORP LTD	1,600	57.850	92,560.000	
GOODWE TECHNOLOGIES CO LTD	1,400	103.880	145,432.000	
CHINA RESOURCES MICROELECTRONICS LTD	7,100	40.400	286,840.000	
TRINA SOLAR CO LTD	11,100	24.370	270,507.000	
CHINA THREE GORGES RENEWABLES GROUP CO LTD	151,800	4.630	702,834.000	
ZANGGE MINING CO LTD	11,600	29.010	336,516.000	
SHANGHAI RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD	15,100	6.650	100,415.000	
IRAY TECHNOLOGY CO LTD	840	233.800	196,392.000	
SUPCON TECHNOLOGY CO LTD	7,760	45.490	353,002.400	
HYGON INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	7,800	80.120	624,936.000	
LONGI GREEN ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	44,968	20.090	903,407.120	
HUAIBEI MINING HOLDINGS CO LTD	12,700	16.850	213,995.000	
CHANGZHOU XINGYU	1,800	144.000	259,200.000	

AUTOMOTIVE LIGHTING SYSTEMS CO LTD				
ZHEJIANG ZHENENG ELECTRIC POWER CO LTD	73,300	6.080	445,664.000	
HUBEI JUMPCAN PHARMACEUTICAL CO LTD	700	35.500	24,850.000	
HEILAN HOME CO LTD	44,100	8.420	371,322.000	
SHAANXI COAL INDUSTRY CO LTD	40,151	25.380	1,019,032.380	
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD CO LTD	25,519	39.830	1,016,421.770	
JIANGSU KING'S LUCK BREWERY JSC LTD	4,400	58.000	255,200.000	
HONGFA TECHNOLOGY CO LTD	7,000	25.110	175,770.000	
DONGXING SECURITIES CO LTD	13,200	8.210	108,372.000	
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD	7,000	62.640	438,480.000	
JUNEYAO AIRLINES CO LTD	1,000	12.300	12,300.000	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO LTD	40,700	14.650	596,255.000	
CHINA NATIONAL NUCLEAR POWER CO LTD	105,000	8.840	928,200.000	
ANHUI KOUZI DISTILLERY CO LTD	3,400	41.420	140,828.000	
SERES GROUP CO LTD	9,000	100.700	906,300.000	
ANHUI YINGJIA DISTILLERY CO LTD	5,300	67.000	355,100.000	
SKSHU PAINT CO LTD	2,800	35.000	98,000.000	
BANK OF JIANGSU CO LTD	83,200	7.690	639,808.000	
BANK OF HANGZHOU CO LTD	33,900	10.830	367,137.000	
SHANDONG LINGLONG TYRE CO LTD	11,400	20.700	235,980.000	
AUTOBIO DIAGNOSTICS CO LTD	1,400	60.530	84,742.000	
YTO EXPRESS GROUP CO LTD	4,100	15.050	61,705.000	
JASON FURNITURE HANGZHOU CO LTD	950	36.730	34,893.500	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	30,400	12.520	380,608.000	
SDIC CAPITAL CO LTD	42,300	6.610	279,603.000	
TOPCHOICE MEDICAL CORP	3,200	64.220	205,504.000	
ENN NATURAL GAS CO LTD	18,400	19.140	352,176.000	
HANGZHOU FIRST APPLIED MATERIAL CO LTD	4,012	28.180	113,058.160	
YIFENG PHARMACY CHAIN CO LTD	4,004	38.510	154,194.040	
ZHEJIANG DINGLI MACHINERY CO LTD	2,940	56.100	164,934.000	
ZHEJIANG WEIMING ENVIRONMENT PROTECTION	11,310	18.440	208,556.400	

	CO LTD				
	ORIENT SECURITIES CO LTD/CHINA	15,900	8.600	136,740.000	
	SPRING AIRLINES CO LTD	6,600	55.140	363,924.000	
	EVERBRIGHT SECURITIES CO LTD	16,000	16.830	269,280.000	
	SHANGHAI M&G STATIONERY INC	4,500	35.660	160,470.000	
	GREENLAND HOLDINGS CORP LTD	103,500	2.040	211,140.000	
	FUTURE LAND HOLDINGS CO LTD	10,700	9.800	104,860.000	
オフショア・人民元 小計		13,063,409		175,831,855.340 (3,659,729,071)	
カタール・リアル	QATAR NATIONAL BANK	364,684	14.700	5,360,854.800	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR QSC	268,621	5.100	1,369,967.100	
	OOREDOO QSC	60,920	10.850	660,982.000	
	QATAR FUEL QSC	46,222	14.830	685,472.260	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	37,416	16.490	616,989.840	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC BANK QSC	69,658	11.240	782,955.920	
	INDUSTRIES QATAR QSC	112,206	12.090	1,356,570.540	
	QATAR ISLAMIC BANK SAQ	135,211	19.410	2,624,445.510	
	QATAR GAS TRANSPORT CO LTD	190,107	4.130	785,141.910	
	MASRAF AL RAYAN	479,150	2.520	1,207,458.000	
	BARWA REAL ESTATE CO	190,141	2.900	551,408.900	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING CO	429,105	1.932	829,030.860	
	DUKHAN BANK	131,518	3.942	518,443.950	
カタール・リアル 小計		2,514,959		17,349,721.590 (721,574,921)	
クウェート・ディナール	KUWAIT FINANCE HOUSE KSCP	674,536	0.806	543,676.010	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO KSC	152,316	0.501	76,310.310	
	GULF BANK KSCP	146,991	0.292	42,921.370	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT SAKP	601,589	0.973	585,346.090	
	AGILITY PUBLIC WAREHOUSING CO KSC	125,143	0.606	75,836.650	
	MABANEE CO KPSC	46,319	0.857	39,695.380	
	BOUBYAN BANK KSCP	107,429	0.616	66,176.260	
クウェート・ディナール 小計		1,854,323		1,429,962.070 (705,114,297)	
コロンビア・ペソ	INTERCONEXION ELECTRICA SA ESP	31,105	19,420.000	604,059,100.000	

	BANCOLOMBIA SA	20,049	35,100.000	703,719,900.000	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	32,707	32,980.000	1,078,676,860.000	
コロンビア・ペソ	小計	83,861		2,386,455,860.000 (92,783,017)	
サウジアラビア・リアル	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL CO	21,587	37.600	811,671.200	
	JARIR MARKETING CO	45,430	14.620	664,186.600	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	5,690	168.600	959,334.000	
	ETIHAD ETISALAT CO	31,195	54.100	1,687,649.500	
	SAUDI BRITISH BANK	80,349	40.700	3,270,204.300	
	AL RAJHI BANK	153,072	88.200	13,500,950.400	
	ARAB NATIONAL BANK	55,519	29.150	1,618,378.850	
	BANK ALBILAD	38,573	49.450	1,907,434.850	
	BANK AL-JAZIRA	29,917	20.440	611,503.480	
	BANQUE SAUDI FRANSI	47,579	38.750	1,843,686.250	
	RIYAD BANK	115,571	30.950	3,576,922.450	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	45,008	16.800	756,134.400	
	SAUDI TELECOM CO	157,467	39.850	6,275,059.950	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	18,317	122.800	2,249,327.600	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	69,503	77.900	5,414,283.700	
	SAUDI ELECTRICITY CO	70,794	19.860	1,405,968.840	
	SAUDI INDUSTRIAL INVESTMENT GROUP	27,847	22.000	612,634.000	
	SAVOLA GROUP	20,951	54.000	1,131,354.000	
	ALMARAI CO JSC	19,978	57.800	1,154,728.400	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	3,121	314.800	982,490.800	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCHEMICAL CO	30,296	31.150	943,720.400	
	ADVANCED PETROCHEMICAL CO	10,164	39.300	399,445.200	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	60,476	9.190	555,774.440	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEVELOPMENT CO	38,509	14.740	567,622.660	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO SAUDI ARABIA	36,059	12.960	467,324.640	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE INSURANCE CO	6,510	246.000	1,601,460.000	
	ALINMA BANK	75,068	43.250	3,246,691.000	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	101,436	52.000	5,274,672.000	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	7,975	122.400	976,140.000	
	DALLAH HEALTHCARE CO	2,553	177.000	451,881.000	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	206,198	31.200	6,433,377.600	
	DR SULAIMAN AL HABIB	6,966	315.000	2,194,290.000	

	MEDICAL SERVICES GROUP CO				
	ACWA POWER CO	7,578	343.000	2,599,254.000	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	3,981	171.600	683,139.600	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICATIONS SERVICES CO	1,686	381.000	642,366.000	
	NAHDI MEDICAL CO	3,277	150.400	492,860.800	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING CO	3,500	268.600	940,100.000	
	ELM CO	1,959	956.800	1,874,371.200	
	POWER & WATER UTILITY CO FOR JUBAIL & YANBU	6,635	74.800	496,298.000	
	ADES HOLDING CO	26,333	21.280	560,366.240	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	230,907	39.900	9,213,189.300	
	サウジアラビア・リアル 小計	1,925,534		91,048,247.650 (3,681,991,135)	
タイ・パーツ	KRUNG THAI BANK PCL NVDR	303,000	16.800	5,090,400.000	
	CP AXTRA PCL NVDR	159,300	30.750	4,898,475.000	
	KASIKORNBANK PCL NVDR	45,400	124.000	5,629,600.000	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	1,667,200	1.850	3,084,320.000	
	SHIN CORP PCL	70,700	70.500	4,984,350.000	
	CHAROEN POKPHAND FOODS PCL	300,000	18.400	5,520,000.000	
	ADVANCED INFO SERVICE PCL	94,100	209.000	19,666,900.000	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	380,320	10.900	4,145,488.000	
	DELTA ELECTRONICS THAI PCL NVDR	250,000	72.750	18,187,500.000	
	PTT PCL	783,400	34.000	26,635,600.000	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	80,500	45.500	3,662,750.000	
	LAND AND HOUSES PCL NVDR	656,100	7.000	4,592,700.000	
	SIAM CEMENT PCL NVDR	65,050	252.000	16,392,600.000	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL-NVDR	347,800	65.250	22,693,950.000	
	CENTRAL PATTANA PCL NVDR	156,500	63.750	9,976,875.000	
	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICES NVDR	911,100	28.750	26,194,125.000	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	51,300	227.000	11,645,100.000	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	274,010	33.500	9,179,335.000	
	THAI OIL PCL NVDR	89,000	59.250	5,273,250.000	
	CP ALL PCL NVDR	451,800	54.250	24,510,150.000	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL	643,100	5.450	3,504,895.000	
	PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL NVDR	110,445	152.000	16,787,640.000	
	INDORAMA VENTURES PCL NVDR	135,122	24.400	3,296,976.800	

	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	183,408	39.000	7,152,912.000	
	ENERGY ABSOLUTE PCL NVDR	138,000	35.500	4,899,000.000	
	BANGKOK EXPRESSWAY & METRO PCL NVDR	629,900	8.050	5,070,695.000	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT PCL NVDR	211,200	44.750	9,451,200.000	
	ASSET WORLD CORP PCL NVDR	527,100	3.960	2,087,316.000	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL NVDR	121,033	36.500	4,417,704.500	
	SCG PACKAGING PCL NVDR	97,800	29.250	2,860,650.000	
	PTT OIL & RETAIL BUSINESS PCL NVDR	208,600	18.000	3,754,800.000	
	SCB X PCL NVDR	67,700	115.500	7,819,350.000	
	TRUE CORP PCL NVDR	896,328	7.950	7,125,807.600	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL NVDR	58,700	46.000	2,700,200.000	
	GLOBAL POWER SYNERGY CO LTD NVDR	38,300	55.250	2,116,075.000	
	タイ・パーツ 小計	11,203,316		315,008,689.900 (1,313,586,237)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	5,881	826.000	4,857,706.000	
	CEZ	11,957	835.000	9,984,095.000	
	MONETA MONEY BANK AS	32,481	98.700	3,205,874.700	
	チェコ・コルナ 小計	50,319		18,047,675.700 (116,385,851)	
チリ・ペソ	BANCO SANTANDER CHILE	5,279,808	47.580	251,213,264.640	
	BANCO DE CREDITO E INVERSIONES	7,027	27,295.000	191,801,965.000	
	BANCO DE CHILE	3,425,713	112.700	386,077,855.100	
	EMPRESAS CMPC SA	84,902	1,899.500	161,271,349.000	
	EMPRESAS COPEC SA	29,969	6,975.000	209,033,775.000	
	CIA SUD AMERICANA DE VAPORES SA	1,173,923	72.500	85,109,417.500	
	ENEL AMERICAS SA	1,683,461	95.200	160,265,487.200	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	13,823,587	11.710	161,874,203.770	
	SOCIEDAD QUIMICA Y MINERA DE CHILE SA	11,501	47,300.000	543,997,300.000	
	FALABELLA SA	63,470	2,500.000	158,675,000.000	
	CENCOSUD SA	116,272	1,689.000	196,383,408.000	
	ENEL CHILE SA	1,930,415	57.000	110,033,655.000	
	チリ・ペソ 小計	27,630,048		2,615,736,680.210 (402,896,689)	
トルコ・リラ	AKBANK TAS	224,507	45.820	10,286,910.740	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	108,854	56.350	6,133,922.900	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIKALARI TAS	107,671	43.300	4,662,154.300	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	5,691	1,144.000	6,510,504.000	

	KOC HOLDING AS	59,863	194.800	11,661,312.400	
	SASA POLYESTER SANAYI	105,230	40.940	4,308,116.200	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	109,000	47.760	5,205,840.000	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKASI AS	9,553	275.750	2,634,239.750	
	TURK HAVA YOLLARI	44,686	291.250	13,014,797.500	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	83,810	69.650	5,837,366.500	
	TURKIYE IS BANKASI	657,193	11.020	7,242,266.860	
	TUPRAS TURKIYE PETROL RAFINE	79,870	172.000	13,737,640.000	
	YAPI VE KREDI BANKASI AS	281,190	26.640	7,490,901.600	
	HACI OMER SABANCI HOLDING AS	82,771	79.150	6,551,324.650	
	COCA-COLA ICECEK AS	6,340	580.500	3,680,370.000	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	36,989	370.500	13,704,424.500	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	3,431	813.500	2,791,118.500	
	トルコ・リラ 小計	2,006,649		125,453,210.400 (595,200,211)	
ハンガリー・ フォリント	RICHTER GEDEON NYRT	10,284	9,200.000	94,612,800.000	
	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NYRT	32,609	2,932.000	95,609,588.000	
	OTP BANK NYRT	17,269	17,000.000	293,573,000.000	
	ハンガリー・フォリント 小計	60,162		483,795,388.000 (199,066,321)	
フィリピン・ペ ソ	AYALA LAND INC	496,800	31.600	15,698,880.000	
	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	151,390	47.000	7,115,330.000	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAND	144,448	121.500	17,550,432.000	
	AYALA CORP	21,463	632.000	13,564,616.000	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERM SERVICES INC	79,760	318.400	25,395,584.000	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	204,960	35.700	7,317,072.000	
	JOLLIBEE FOODS CORP	34,240	264.200	9,046,208.000	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	116,455	65.800	7,662,739.000	
	BDO UNIBANK INC	189,682	154.200	29,248,964.400	
	PLDT INC	5,690	1,338.000	7,613,220.000	
	SM PRIME HOLDINGS INC	843,375	32.600	27,494,025.000	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	75,450	103.000	7,771,350.000	
	SM INVESTMENTS CORP	19,383	980.000	18,995,340.000	
MANILA ELECTRIC COMPANY	24,420	364.000	8,888,880.000		
	フィリピン・ペソ 小計	2,407,516		203,362,640.400 (547,228,529)	
ブラジル・レア	VALE SA	267,689	60.950	16,315,644.550	

COMPANHIA PARANAENSE DE ENERGIA	83,500	10.050	839,175.000	
RAIA DROGASIL SA	102,064	27.190	2,775,120.160	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	20,450	46.600	952,970.000	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	96,400	42.060	4,054,584.000	
BANCO DO BRASIL SA	68,300	55.410	3,784,503.000	
ITAUSA SA	440,107	10.350	4,555,107.450	
GERDAU SA	92,781	21.610	2,004,997.410	
PETROLEO BRASILEIRO SA	289,410	36.860	10,667,652.600	
VIBRA ENERGIA SA	96,800	24.830	2,403,544.000	
PETROLEO BRASILEIRO SA	378,112	36.050	13,630,937.600	
CCR SA	79,920	14.050	1,122,876.000	
WEG SA	133,344	39.740	5,299,090.560	
BANCO BRADESCO SA PREF	427,902	13.960	5,973,511.920	
BANCO BRADESCO SA	126,592	12.520	1,584,931.840	
CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	48,206	15.870	765,029.220	
SUZANO SA	62,775	62.150	3,901,466.250	
CPFL ENERGIA SA	16,900	34.670	585,923.000	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA	379,547	33.720	12,798,324.840	
ENGIE BRASIL SA	15,287	40.270	615,607.490	
LOCALIZA RENT A CAR	70,489	52.850	3,725,343.650	
LOJAS RENNEN SA	84,020	15.640	1,314,072.800	
ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	53,204	27.800	1,479,071.200	
COSAN SA	87,900	16.420	1,443,318.000	
TOTVS SA	43,300	30.520	1,321,516.000	
EQUATORIAL ENERGIA SA	82,600	33.420	2,760,492.000	
JBS SA	56,900	23.050	1,311,545.000	
CIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS	109,262	12.350	1,349,385.700	
CIA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO DE SAO PAULO	27,498	80.300	2,208,089.400	
ENEVA SA	44,000	12.750	561,000.000	
HYPERA SA	29,800	34.110	1,016,478.000	
B3 SA-BRASIL BOLSA BAICAO	450,048	12.000	5,400,576.000	
MAGAZINE LUIZA SA	239,400	1.920	459,648.000	
PRIO SA	61,600	46.690	2,876,104.000	
TELEFONICA BRASIL SA	30,828	51.710	1,594,115.880	
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	51,700	32.340	1,671,978.000	
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS SA	355,961	3.880	1,381,128.680	
ATACADAO DISTRIBUICAO COMERCIO E INDUSTRIA LTDA	54,800	13.510	740,348.000	

	AMBEV SA	373,395	12.410	4,633,831.950	
	NATURA & CO HOLDING SA	68,800	17.820	1,226,016.000	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACOES S/A	52,100	16.180	842,978.000	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	108,900	14.370	1,564,893.000	
	TIM SA	61,300	18.250	1,118,725.000	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	46,300	26.400	1,222,320.000	
	RUMO SA	104,500	21.870	2,285,415.000	
ブラジル・リアル 小計		5,974,691		140,139,386.150 (4,241,556,759)	
ポーランド・ズロチ	MBANK	1,196	737.000	881,452.000	
	BUDIMEX SA	1,092	730.000	797,160.000	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	10,079	117.050	1,179,746.950	
	BANK PEKAO SA	14,131	177.500	2,508,252.500	
	ORLEN SA	47,436	62.840	2,980,878.240	
	LPP SA	91	13,880.000	1,263,080.000	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	2,835	551.000	1,562,085.000	
	CD PROJEKT RED SA	4,671	114.900	536,697.900	
	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	69,657	57.620	4,013,636.340	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	60,856	7.062	429,765.070	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	47,901	48.440	2,320,324.440	
	DINO POLSKA SA	3,914	369.800	1,447,397.200	
	ALLEGRO. EU SA	41,696	32.740	1,365,127.040	
	PEPCO GROUP NV	16,587	18.890	313,328.430	
ポーランド・ズロチ 小計		322,142		21,598,931.110 (817,480,664)	
マレーシア・リンギット	AMMB HOLDINGS BHD	137,500	4.110	565,125.000	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	524,300	6.550	3,434,165.000	
	CELCOMDIGI BHD	272,700	4.400	1,199,880.000	
	MALAYSIA AIRPORTS HOLDINGS BHD	63,120	9.100	574,392.000	
	RHB BANK BHD	103,780	5.640	585,319.200	
	GAMUDA BHD	156,100	5.170	807,037.000	
	GENTING BHD	164,900	4.840	798,116.000	
	YTL CORP BHD	263,000	2.710	712,730.000	
	HONG LEONG BANK BHD	49,008	19.440	952,715.520	
	IOI CORP BHD	206,713	4.040	835,120.520	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	33,100	22.400	741,440.000	
	MALAYAN BANKING BHD	414,275	9.590	3,972,897.250	
	MISC BHD	102,180	7.530	769,415.400	
	NESTLE MALAYSIA BHD	6,000	117.900	707,400.000	
	PPB GROUP BHD	50,260	15.880	798,128.800	
PETRONAS DAGANGAN BHD	22,900	21.800	499,220.000		
PETRONAS GAS BHD	61,000	17.560	1,071,160.000		

	GENTING MALAYSIA BHD	240,100	2.780	667,478.000	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	95,300	6.030	574,659.000	
	TENAGA NASIONAL BHD	213,750	11.560	2,470,950.000	
	QL RESOURCES BHD	87,050	5.870	510,983.500	
	PUBLIC BANK BHD (LOCAL)	1,140,550	4.240	4,835,932.000	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	193,300	3.870	748,071.000	
	SIME DARBY BERHAD	234,400	2.610	611,784.000	
	AXIATA GROUP BERHAD	264,700	2.820	746,454.000	
	MAXIS BHD	175,800	3.510	617,058.000	
	INARI AMERTRON BHD	221,900	3.250	721,175.000	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	217,400	6.790	1,476,146.000	
	IHH HEALTHCARE BHD	159,300	6.020	958,986.000	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS BHD	284,100	4.610	1,309,701.000	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	161,500	4.330	699,295.000	
	MR DIY GROUP M BHD	245,100	1.490	365,199.000	
	マレーシア・リンギット 小計	6,565,086		36,338,133.190 (1,160,810,763)	
メキシコ・ペソ	ALFA SAB DE CV	262,900	12.090	3,178,461.000	
	GRUPO BIMBO SAB DE CV	105,200	73.980	7,782,696.000	
	GRUMA SAB DE CV	16,115	296.590	4,779,547.850	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INFRAESTRUCTURA	15,860	177.300	2,811,978.000	
	GRUPO CARSO SAB DE CV	42,100	145.420	6,122,182.000	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	206,800	172.590	35,691,612.000	
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	87,025	34.010	2,959,720.250	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	15,495	222.580	3,448,877.100	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO SAB DE CV	121,600	37.750	4,590,400.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE SAB DE CV	13,950	518.800	7,237,260.000	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV	250,652	97.840	24,523,791.680	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA SA	153,200	50.690	7,765,708.000	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	39,700	183.590	7,288,523.000	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	419,200	66.950	28,065,440.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL PACIFICO SAB DE CV	32,725	258.880	8,471,848.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENTRO	22,800	154.290	3,517,812.000	
	OPERADORA DE SITES MEXICANOS SA DE CV	104,000	20.310	2,112,240.000	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	1,481,678	15.450	22,891,925.100	

	BANCO DEL BAJIO SA	55,800	62.790	3,503,682.000	
メキシコ・ペソ	小計	3,446,800		186,743,703.980 (1,688,237,781)	
ユーロ	PIRAEUS BANK S.A	81,745	3.900	318,805.500	
	ALPHA BANK A.E.	185,591	1.725	320,144.470	
	NATIONAL BANK OF GREECE	60,562	7.328	443,798.330	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	16,676	13.780	229,795.280	
	FF GROUP	3,130	0.000	0.000	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES	201,792	1.802	363,629.180	
	MYTILINEOS HOLDINGS	7,737	36.220	280,234.140	
	MOTOR OIL HELLAS CORINTH REFIN	5,506	27.500	151,415.000	
	OPAP SA	13,744	16.490	226,638.560	
	JUMBO SA	8,374	26.040	218,058.960	
	PUBLIC POWER CORP	16,875	11.850	199,968.750	
ユーロ	小計	601,732		2,752,488.170 (450,307,065)	
韓国・ウォン	SKC CO LTD	1,720	114,800.000	197,456,000.000	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	2,928	158,800.000	464,966,400.000	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANC	2,344	335,000.000	785,240,000.000	
	DB INSURANCE CO LTD	3,655	103,600.000	378,658,000.000	
	COWAY CO LTD	4,084	56,300.000	229,929,200.000	
	KT&G CORP	7,703	92,500.000	712,527,500.000	
	KAKAO CORP	24,374	53,600.000	1,306,446,400.000	
	KUM YANG CO LTD	2,599	120,000.000	311,880,000.000	
	HANWHA OCEAN CO LTD	5,803	30,700.000	178,152,100.000	
	SK TELECOM CO LTD	3,745	53,200.000	199,234,000.000	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	15,499	8,460.000	131,121,540.000	
	NCSOFT CORPORATION	1,142	191,400.000	218,578,800.000	
	LG UPLUS CORP	17,131	10,020.000	171,652,620.000	
	DOOSAN ENERBILITY	35,773	17,890.000	639,978,970.000	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	4,225	56,500.000	238,712,500.000	
	LG H&H CO LTD	762	381,500.000	290,703,000.000	
	LG CHEM LTD	3,884	449,500.000	1,745,858,000.000	
	LG CHEM LTD	599	303,000.000	181,497,000.000	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	34,460	50,600.000	1,743,676,000.000	
	HYUNDAI MERCHANT MARINE	17,405	15,560.000	270,821,800.000	
	S-OIL CORP	3,289	77,800.000	255,884,200.000	
	HANWHA SOLUTIONS CORPORATION	9,175	27,600.000	253,230,000.000	
	SAMSUNG SECURITIES CO LTD	5,198	42,000.000	218,316,000.000	
POSCO FUTURE M CO LTD	2,467	318,500.000	785,739,500.000		
LOTTE CHEMICAL	1,312	121,000.000	158,752,000.000		

CORPORATION				
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEERING CO LTD	3,314	125,900.000	417,232,600.000	
HYUNDAI MOBIS	4,809	262,000.000	1,259,958,000.000	
SK HYNIX INC	43,002	169,800.000	7,301,739,600.000	
HYUNDAI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO LTD	5,695	34,100.000	194,199,500.000	
HYUNDAI MOTOR CO	1,864	158,700.000	295,816,800.000	
HYUNDAI MOTOR CO	10,745	243,500.000	2,616,407,500.000	
HYUNDAI STEEL CO	7,856	32,850.000	258,069,600.000	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	21,785	15,280.000	332,874,800.000	
KIA CORPORATION	20,605	112,900.000	2,326,304,500.000	
KOREA ZINC CO LTD	676	440,000.000	297,440,000.000	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	21,038	22,800.000	479,666,400.000	
KOREAN AIR CO LTD	14,033	21,800.000	305,919,400.000	
KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	1,209	140,300.000	169,622,700.000	
KT CORP	5,536	38,750.000	214,520,000.000	
HLB INC	9,430	111,800.000	1,054,274,000.000	
LG ELECTRONICS INC	8,378	99,400.000	832,773,200.000	
LG CORP	7,073	90,400.000	639,399,200.000	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	9,234	12,930.000	119,395,620.000	
NAVER CORP	10,218	188,900.000	1,930,180,200.000	
L&F CO LTD	2,034	186,100.000	378,527,400.000	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO LTD	3,443	71,400.000	245,830,200.000	
KANGWON LAND INC	7,238	16,830.000	121,815,540.000	
POSCO HOLDINGS INC	5,679	428,500.000	2,433,451,500.000	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	12,226	24,650.000	301,370,900.000	
COSMOAM&T CO LTD	1,730	169,200.000	292,716,000.000	
SAMSUNG SDI CO LTD	4,348	472,500.000	2,054,430,000.000	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO LTD	4,673	144,900.000	677,117,700.000	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	375,476	78,900.000	29,625,056,400.000	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES CO LTD	54,110	9,080.000	491,318,800.000	
HANWHA AEROSPACE CO LTD	2,834	202,000.000	572,468,000.000	
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	64,176	66,700.000	4,280,539,200.000	
YUHAN CORP	4,700	76,300.000	358,610,000.000	
HANON SYSTEMS	13,064	5,730.000	74,856,720.000	
GS HOLDINGS CORP	3,803	50,200.000	190,910,600.000	
LG DISPLAY CO LTD	23,592	10,750.000	253,614,000.000	
CELLTRION INC	12,100	188,200.000	2,277,220,000.000	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	3,079	93,800.000	288,810,200.000	

	HANA FINANCIAL GROUP	23,172	64,000.000	1,483,008,000.000	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,620	187,400.000	303,588,000.000	
	CELLTRION PHARM INC	1,314	114,400.000	150,321,600.000	
	POSCO DX CO LTD	4,364	53,000.000	231,292,000.000	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LTD	6,563	97,900.000	642,517,700.000	
	AMOREPACIFIC CORP	2,280	116,100.000	264,708,000.000	
	SK INNOVATION CO LTD	4,855	120,000.000	582,600,000.000	
	ECOPRO CO LTD	1,590	628,000.000	998,520,000.000	
	CJ CHEILJEDANG CORP	713	289,500.000	206,413,500.000	
	LG INNOTEK CO LTD	1,242	192,400.000	238,960,800.000	
	SK INC	2,945	191,200.000	563,084,000.000	
	KB FINANCIAL GROUP INC	30,264	74,900.000	2,266,773,600.000	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES LTD	5,645	50,300.000	283,943,500.000	
	MERITZ FINANCIAL GROUP INC	8,042	84,200.000	677,136,400.000	
	HANMI PHARM CO LTD	585	333,000.000	194,805,000.000	
	HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO LTD	5,531	54,500.000	301,439,500.000	
	HANJIN KAL CORP	2,068	59,400.000	122,839,200.000	
	HD HYUNDAI CO LTD	3,943	68,900.000	271,672,700.000	
	ORION CORP REPUBLIC OF KOREA	2,013	90,800.000	182,780,400.000	
	NETMARBLE CORP	2,112	58,700.000	123,974,400.000	
	WOORI FINANCIAL GROUP INC	48,505	15,200.000	737,276,000.000	
	ECOPRO BM CO LTD	3,906	277,000.000	1,081,962,000.000	
	SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	2,210	94,600.000	209,066,000.000	
	KRAFTON INC	2,300	236,000.000	542,800,000.000	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	1,066	149,800.000	159,686,800.000	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO	1,545	125,100.000	193,279,500.000	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	1,878	74,700.000	140,286,600.000	
	SK SQUARE CO LTD	8,002	80,000.000	640,160,000.000	
	SK BIOSCIENCE CO LTD	2,340	63,000.000	147,420,000.000	
	HYBE CO LTD	1,649	195,800.000	322,874,200.000	
	LG ENERGY SOLUTION	3,671	413,500.000	1,517,958,500.000	
	KAKAObANK CORP	13,292	28,100.000	373,505,200.000	
	KAKAOPAY CORP	2,237	39,400.000	88,137,800.000	
	SAMSUNG SDS CO LTD	3,071	158,100.000	485,525,100.000	
	SAMSUNG C&T CORP	6,352	160,000.000	1,016,320,000.000	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,415	840,000.000	1,188,600,000.000	
	DOOSAN BOBCAT INC	4,542	52,400.000	238,000,800.000	
韓国・ウォン	小計	1,234,923		97,206,705,110.000 (10,964,916,336)	
香港・ドル	JIANGXI COPPER CO LTD	88,000	13.220	1,163,360.000	
	JIANGSU EXPRESS	102,000	7.930	808,860.000	
	ANHUI GUJING DISTILLERY	8,700	110.350	960,045.000	

CO LTD				
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	85,500	16.800	1,436,400.000	
BEIJING ENTERPRISES	42,500	30.400	1,292,000.000	
HUANENG POWER INTERNATIONAL IN	320,000	4.440	1,420,800.000	
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY	476,000	3.290	1,566,040.000	
YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD	179,000	17.580	3,146,820.000	
HENGAN INTERNATIONAL GROUP	51,000	24.850	1,267,350.000	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	234,000	5.660	1,324,440.000	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LTD	727,600	6.430	4,678,468.000	
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTME	320,120	10.640	3,406,076.800	
CHINA RESOURCES LAND LTD	261,388	24.250	6,338,659.000	
CITIC LTD	463,000	8.000	3,704,000.000	
LENOVO GROUP LTD	610,000	9.730	5,935,300.000	
PETRO CHINA CO LTD	1,648,000	6.410	10,563,680.000	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS CO LTD	116,390	6.690	778,649.100	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL COR	1,967,200	4.450	8,754,040.000	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	74,000	9.250	684,500.000	
KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE GROUP CO LTD	221,000	9.400	2,077,400.000	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	64,100	64.700	4,147,270.000	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	286,000	7.100	2,030,600.000	
COSCO SHIPPING PORTS LTD	94,000	4.280	402,320.000	
YUEXIU PROPERTY CO LTD	111,200	4.470	497,064.000	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDINGS CO LTD	108,000	9.440	1,019,520.000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	310,000	4.790	1,484,900.000	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	199,000	7.630	1,518,370.000	
KINGBOARD HOLDINGS LTD	54,500	16.820	916,690.000	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	482,000	9.200	4,434,400.000	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	64,900	25.250	1,638,725.000	
BYD CO LTD	81,500	214.000	17,441,000.000	
CHINA OILFIELD SERVICES LTD	160,000	8.120	1,299,200.000	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL	10,000	99.700	997,000.000	
PICC PROPERTY & CASUALTY	561,788	10.500	5,898,774.000	

-H				
AVICHINA INDUSTRY & TECHNOLOGY	219,000	3.160	692,040.000	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	153,200	17.940	2,748,408.000	
GREAT WALL MOTOR COMPANY LTD	190,000	8.970	1,704,300.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	584,000	9.450	5,518,800.000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	419,000	15.220	6,377,180.000	
SHANDONG WEIGAO GROUP MEDICAL-H	194,400	5.010	973,944.000	
WEICHAI POWER CO LTD	152,440	14.840	2,262,209.600	
CHINA SHIPPING DEVELOPMENT CO	114,000	8.170	931,380.000	
TINGYI HOLDING CORP	180,000	9.250	1,665,000.000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	46,000	53.750	2,472,500.000	
GUANGDONG INVESTMENTS LTD	206,000	4.690	966,140.000	
CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	129,333	35.950	4,649,521.350	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO LTD	94,000	5.970	561,180.000	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	823,250	3.050	2,510,912.500	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	239,000	19.520	4,665,280.000	
TENCENT HOLDINGS LTD	520,200	288.800	150,233,760.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	525,000	33.450	17,561,250.000	
LI NING CO LTD	193,500	20.450	3,957,075.000	
BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	268,000	1.980	530,640.000	
CHINA POWER INTERNATIONAL	348,000	3.240	1,127,520.000	
AIR CHINA / HONG KONG	156,000	3.920	611,520.000	
ZTE CORP	63,288	15.920	1,007,544.960	
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	266,500	30.100	8,021,650.000	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	221,250	8.020	1,774,425.000	
BANK OF COMMUNICATIONS	686,205	5.250	3,602,576.250	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD	140,250	9.100	1,276,275.000	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	51,500	25.000	1,287,500.000	
BAIDU INC	177,500	98.200	17,430,500.000	
CHINA CONSTRUCTION BANK	7,522,530	4.800	36,108,144.000	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS LTD	66,700	63.700	4,248,790.000	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	202,000	3.460	698,920.000	

CHINA NATIONAL BLDG MATERIAL	320,000	2.730	873,600.000
BANK OF CHINA LTD	6,180,200	3.260	20,147,452.000
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	308,470	30.200	9,315,794.000
IND & COMM BK OF CHINA - H	5,106,235	3.960	20,220,690.600
ZHAOJIN MINING INDUSTRY CO LTD	95,000	9.190	873,050.000
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES	147,600	3.490	515,124.000
CHINA COAL ENERGY CO	140,000	7.610	1,065,400.000
HAITIAN INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	55,000	22.500	1,237,500.000
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	37,600	23.300	876,080.000
CMOC GROUP LIMITED	315,000	6.140	1,934,100.000
CHINA CITIC BANK-H	678,800	4.190	2,844,172.000
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	58,700	43.700	2,565,190.000
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	102,200	79.500	8,124,900.000
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	20,000	23.450	469,000.000
FOSUN INTERNATIONAL	242,028	4.160	1,006,836.480
BOSIDENG INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	316,000	4.040	1,276,640.000
KINGSOFT CORP LTD	76,200	25.000	1,905,000.000
GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	1,582,000	1.380	2,183,160.000
SINOTRUK HONG KONG LTD	48,000	19.580	939,840.000
CHINA RAILWAY GROUP LTD	351,000	3.860	1,354,860.000
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	63,500	30.700	1,949,450.000
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	423,000	4.630	1,958,490.000
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	196,000	13.560	2,657,760.000
CRRC CORP LTD - H	342,000	4.190	1,432,980.000
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS LTD	92,000	12.360	1,137,120.000
SINOPHARM GROUP CO	104,000	20.650	2,147,600.000
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	214,527	3.290	705,793.830
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	204,000	7.390	1,507,560.000
CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP	228,000	5.250	1,197,000.000
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	70,400	11.720	825,088.000
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	141,600	11.820	1,673,712.000
SANY HEAVY EQUIPMENT	97,000	5.330	517,010.000

INTERNATIONAL HOLDINGS CO LTD				
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	155,000	10.180	1,577,900.000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	69,000	14.260	983,940.000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	531,656	2.730	1,451,420.880	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	227,000	2.580	585,660.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	2,157,000	3.300	7,118,100.000	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS LTD	68,000	13.440	913,920.000	
FAR EAST HORIZON LTD	169,000	5.930	1,002,170.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	129,000	13.720	1,769,880.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	239,600	3.860	924,856.000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	672,000	2.500	1,680,000.000	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	27,000	13.600	367,200.000	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	265,000	4.050	1,073,250.000	
HANERGY THIN FILM POWER GROUP	986,000	0.000	0.000	
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	323,000	0.000	0.000	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	586,000	4.050	2,373,300.000	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	84,000	14.640	1,229,760.000	
EAST BUY HOLDING LTD	32,500	22.650	736,125.000	
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLDINGS CO LTD	175,000	5.380	941,500.000	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	64,000	15.260	976,640.000	
CHINA TOWER CORP LTD	3,674,000	0.920	3,380,080.000	
XIAOMI CORP	1,216,400	14.800	18,002,720.000	
BEIGENE LTD	54,600	92.450	5,047,770.000	
WUXI APPTec CO LTD	24,112	37.050	893,349.600	
MEITUAN	400,210	88.250	35,318,532.500	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	104,800	19.840	2,079,232.000	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD	136,000	17.580	2,390,880.000	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	386,000	6.310	2,435,660.000	
INNOVENT BIOLOGICS INC	98,500	36.000	3,546,000.000	
CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT CO LTD	892,000	0.690	615,480.000	
ZHEJIANG LEAPMOTOR	40,300	24.500	987,350.000	

TECHNOLOGY LTD				
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	133,000	5.330	708,890.000	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	88,000	14.660	1,290,080.000	
CHINA FEIHE LTD	341,000	3.470	1,183,270.000	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	1,280,168	71.000	90,891,928.000	
JD.COM INC	185,135	103.600	19,179,986.000	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	140,000	6.960	974,400.000	
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CORP LTD	7,600	75.050	570,380.000	
KUAISHOU TECHNOLOGY	186,200	49.000	9,123,800.000	
HAIER SMART HOME CO LTD	197,800	22.700	4,490,060.000	
BILIBILI INC	15,640	86.750	1,356,770.000	
AKESO INC	40,000	46.100	1,844,000.000	
NETEASE INC	152,700	166.800	25,470,360.000	
ZAI LAB LTD	70,500	12.720	896,760.000	
NONGFU SPRING CO LTD	157,000	40.650	6,382,050.000	
LI AUTO INC	90,600	120.400	10,908,240.000	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	88,050	28.050	2,469,802.500	
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO LTD	30,400	26.450	804,080.000	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTYLE SERVICES LTD	63,200	23.500	1,485,200.000	
CHINA VANKE CO LTD-H	163,161	5.380	877,806.180	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY GROUP INC	117,900	75.150	8,860,185.000	
POP MART INTERNATIONAL GROUP LTD	35,600	27.650	984,340.000	
JD LOGISTICS INC	148,100	7.940	1,175,914.000	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	24,000	42.800	1,027,200.000	
TRIP.COM GROUP LTD	43,450	354.800	15,416,060.000	
XPENG INC	86,200	34.550	2,978,210.000	
MINISO GROUP HOLDING LTD	28,600	41.450	1,185,470.000	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	42,000	15.780	662,760.000	
CGN POWER CO LTD	826,000	2.310	1,908,060.000	
GF SECURITIES CO LTD	83,200	8.490	706,368.000	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	48,400	38.350	1,856,140.000	
HUATAI SECURITIES CO LTD	80,600	9.220	743,132.000	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	95,500	5.140	490,870.000	
CHINA LITERATURE LTD	27,200	27.150	738,480.000	
FLAT GLASS GROUP CO LTD	25,000	19.520	488,000.000	
CHINA OVERSEAS PROPERTY	100,000	5.770	577,000.000	

	HOLDINGS LTD				
	BOC AVIATION LTD	13,500	61.000	823,500.000	
	ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE CO LTD	61,200	12.160	744,192.000	
	YADEA GROUP HOLDINGS LTD	98,000	13.760	1,348,480.000	
	CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	122,800	9.890	1,214,492.000	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	308,000	13.040	4,016,320.000	
	HENGTEEN NETWORKS GROUP LTD	520,000	2.110	1,097,200.000	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	33,040	24.800	819,392.000	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	60,000	14.020	841,200.000	
	香港・ドル 小計	64,535,614		822,661,063.130 (15,926,718,189)	
台湾・ドル	ACCTON TECHNOLOGY CORP	40,633	481.000	19,544,473.000	
	ACER INC	213,947	45.950	9,830,864.650	
	ASUSTEK COMPUTER INC	57,108	421.500	24,071,022.000	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	37,297	591.000	22,042,527.000	
	ASIA CEMENT CORP	164,778	41.250	6,797,092.500	
	TAIWAN BUSINESS BANK	498,399	15.750	7,849,784.250	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	83,053	87.900	7,300,358.700	
	GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	41,646	303.000	12,618,738.000	
	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	57,335	171.000	9,804,285.000	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	109,525	200.000	21,905,000.000	
	QUANTA COMPUTER INC	215,697	257.500	55,541,977.500	
	EVA AIRWAYS CORP	191,977	31.350	6,018,478.950	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	44,975	214.000	9,624,650.000	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	377,685	18.250	6,892,751.250	
	CHINA AIRLINES	231,823	19.350	4,485,775.050	
	CHENG SHIN RUBBER INDUSTRY CO	160,684	48.100	7,728,900.400	
	CHINA STEEL CORP	964,670	23.950	23,103,846.500	
	ADVANTECH CO LTD	38,979	400.000	15,591,600.000	
	COMPAL ELECTRONICS INC	353,445	38.650	13,660,649.250	
	DELTA ELECTRONICS INC	153,977	358.000	55,123,766.000	
	NANYA TECHNOLOGY CORP	110,788	69.600	7,710,844.800	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	300,565	124.000	37,270,060.000	
	AUO CORP	526,500	18.400	9,687,600.000	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	147,784	99.900	14,763,621.600	
	EVERGREEN MARINE CORP	74,624	170.000	12,686,080.000	

FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	225,768	32.500	7,337,460.000	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	40,131	161.000	6,461,091.000	
ECLAT TEXTILE CO LTD	14,780	541.000	7,995,980.000	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	46,961	594.000	27,894,834.000	
FORMOSA PLASTICS CORP	312,857	67.000	20,961,419.000	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE CO	281,026	54.600	15,344,019.600	
MEDIATEK INC	119,881	1,125.000	134,866,125.000	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	601,488	69.600	41,863,564.800	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	678,042	22.950	15,561,063.900	
HOTAI MOTOR CO LTD	23,556	644.000	15,170,064.000	
FAR EASTONE TELECOMMUNICATIONS CO LTD	150,343	79.200	11,907,165.600	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	789,100	29.450	23,238,995.000	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	730,672	48.550	35,474,125.600	
CHINA DEPT FINANCIAL HOLDING	1,234,386	14.050	17,343,123.300	
E. SUN FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,103,218	27.100	29,897,207.800	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	983,177	145.500	143,052,253.500	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	909,173	40.100	36,457,837.300	
LARGAN PRECISION CO LTD	7,604	2,445.000	18,591,780.000	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	934,391	18.050	16,865,757.550	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING CO	1,048,098	8.130	8,521,036.740	
INVENTEC CO LTD	196,849	61.100	12,027,473.900	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	165,221	121.500	20,074,351.500	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	836,686	21.150	17,695,908.900	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,387,073	31.900	44,247,628.700	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO LTD	859,997	27.600	23,735,917.200	
NAN YA PLASTICS CORP	375,894	54.800	20,598,991.200	
WISTRON CORP	210,211	123.000	25,855,953.000	
POU CHEN CORP	168,225	35.100	5,904,697.500	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	368,478	75.400	27,783,241.200	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	43,796	267.500	11,715,430.000	

FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	87,341	68.100	5,947,922.100	
E INK HOLDINGS INC	68,620	236.500	16,228,630.000	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	121,517	35.100	4,265,246.700	
SYNNEX TECHNOLOGY INTERNATIONAL CORP	90,718	78.400	7,112,291.200	
TAIWAN CEMENT CORP	548,163	31.150	17,075,277.450	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	1,937,436	785.000	1,520,887,260.000	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	899,843	52.400	47,151,773.200	
WAN HAI LINES LTD	51,482	45.300	2,332,134.600	
WALSIN LIHWA CORP	221,605	37.550	8,321,267.750	
WINBOND ELECTRONICS CORP	247,693	27.500	6,811,557.500	
YAGEO CORP	27,165	588.000	15,973,020.000	
YANG MING MARINE TRANSPORT	125,996	45.150	5,688,719.400	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	145,465	29.950	4,356,676.750	
GLOBAL UNICHIP CORP	6,904	1,320.000	9,113,280.000	
INNOLUX CORPORATION	691,396	15.550	10,751,207.800	
WPG HOLDINGS CO LTD	119,187	89.200	10,631,480.400	
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD CORP	17,565	211.000	3,706,215.000	
EEMORY TECHNOLOGY INC	4,925	2,495.000	12,287,875.000	
PEGATRON CORP	158,874	102.000	16,205,148.000	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	5,657	3,450.000	19,516,650.000	
AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	11,248	1,090.000	12,260,320.000	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	120,333	171.500	20,637,109.500	
PARADE TECHNOLOGIES LTD	5,851	980.000	5,733,980.000	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING LTD	46,960	115.000	5,400,400.000	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL HOLDING	776,214	26.000	20,181,564.000	
SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK LTD	322,570	47.900	15,451,103.000	
VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY CORP	4,934	1,635.000	8,067,090.000	
WIWYNN CORP	7,791	2,295.000	17,880,345.000	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	244,735	159.000	38,912,865.000	
SILERGY CORP	26,396	367.000	9,687,332.000	
POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CORP	248,647	26.600	6,614,010.200	
PHARMAESSENTIA CORP	17,593	326.000	5,735,318.000	
GLOBALWAFERS CO LTD	17,128	592.000	10,139,776.000	
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,658	352.500	5,166,945.000	
台湾・ドル 小計	27,487,586		3,192,331,033.740	

				(15,116,964,377)	
南アフリカ・ランド	BIDVEST GROUP LTD	20,717	246.020	5,096,796.340	
	CLICKS GROUP LTD	19,196	297.440	5,709,658.240	
	DISCOVERY LTD	42,619	127.000	5,412,613.000	
	GOLD FIELDS LTD	71,833	287.330	20,639,775.890	
	REMGRO LTD	41,148	122.320	5,033,223.360	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	43,521	148.290	6,453,729.090	
	EXXARO RESOURCES LTD	17,072	175.120	2,989,648.640	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	6,963	2,078.570	14,473,082.910	
	MTN GROUP LTD	135,077	90.360	12,205,557.720	
	FIRSTRAND LTD	389,192	62.000	24,129,904.000	
	NASPERS LTD	14,368	3,095.260	44,472,695.680	
	NEDBANK GROUP LTD	32,260	230.000	7,419,800.000	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5,842	793.280	4,634,341.760	
	SASOL LTD	48,138	144.140	6,938,611.320	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	39,769	250.990	9,981,621.310	
	STANDARD BANK GROUP LTD	106,544	184.130	19,617,946.720	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	67,755	60.800	4,119,504.000	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	30,167	215.250	6,493,446.750	
	ABSA GROUP LTD	70,074	148.060	10,375,156.440	
	SANLAM LTD	139,073	69.860	9,715,639.780	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	69,363	81.470	5,651,003.610	
	KUMBA IRON ORE LTD	5,386	464.820	2,503,520.520	
	OUTSURANCE GROUP LTD	70,350	42.170	2,966,659.500	
	VODACOM GROUP PTY LTD	43,938	96.850	4,255,395.300	
	NEPI ROCKCASTLE NV	45,937	130.130	5,977,781.810	
	OLD MUTUAL LTD	391,487	11.630	4,552,993.810	
	REINET INVESTMENTS SCA	11,620	457.870	5,320,449.400	
PEPKOR HOLDINGS LTD	169,735	18.520	3,143,492.200		
SIBANYE STILLWATER LTD	224,039	21.690	4,859,405.910		
NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LTD	24,133	116.770	2,818,010.410		
ANGLOGOLD ASHANTI PLC	32,152	398.880	12,824,789.760		
BID CORP LTD	26,051	455.200	11,858,415.200		
南アフリカ・ランド 小計	2,455,519		292,644,670.380 (2,329,451,576)		
合計	595,859,087		84,679,136,345 (84,679,136,345)		

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月25日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ブラジル・リアル	BANCO BTG PACTUAL SA	91,500.000	3,357,135.000	

		BANCO SANTANDER BRASIL SA	29,700.000	831,897.000	
		ENERGISA SA	19,900.000	962,563.000	
		KLABIN SA	59,500.000	1,455,370.000	
	ブラジル・リアル 小計		200,600.000	6,606,965.000 (199,971,028)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB DE CV	1,205,475.000	17,358,840.000	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	39,900.000	6,472,977.000	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICANO SAB DE CV	154,410.000	33,581,086.800	
	メキシコ・ペソ 小計		1,399,785.000	57,412,903.800 (519,035,614)	
投資信託受益証券 合計			1,600,385	719,006,642 (719,006,642)	
投資証券	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	229,200.000	6,642,216.000	
	メキシコ・ペソ 小計		229,200.000	6,642,216.000 (60,048,290)	
投資証券 合計			229,200	60,048,290 (60,048,290)	
合計				779,054,932 (779,054,932)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額 に対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 42銘柄	2.50	—	—	2.63
アラブ首長国連邦・ディルハム	株式 11銘柄	1.17	—	—	1.23
インド・ルピー	株式 136銘柄	16.68	—	—	17.57
インドネシア・ルピア	株式 22銘柄	1.81	—	—	1.91
オフショア・人民元	株式 464銘柄	4.06	—	—	4.28
カタール・リアル	株式 13銘柄	0.80	—	—	0.84
クウェート・ディナール	株式 7銘柄	0.78	—	—	0.83
コロンビア・ペソ	株式 3銘柄	0.10	—	—	0.11
サウジアラビア・リアル	株式 41銘柄	4.09	—	—	4.31
タイ・バーツ	株式 35銘柄	1.46	—	—	1.54
チェコ・コルナ	株式 3銘柄	0.13	—	—	0.14
チリ・ペソ	株式 12銘柄	0.45	—	—	0.47
トルコ・リラ	株式 17銘柄	0.66	—	—	0.70

ハンガリー・フォリント	株式	3銘柄	0.22	—	—	0.23
フィリピン・ペソ	株式	14銘柄	0.61	—	—	0.64
ブラジル・レアル	株式	45銘柄	4.71	—	—	5.20
	投資信託受益証券	4銘柄	—	0.22	—	
ポーランド・ズロチ	株式	14銘柄	0.91	—	—	0.96
マレーシア・リングgit	株式	32銘柄	1.29	—	—	1.36
メキシコ・ペソ	株式	19銘柄	1.87	—	—	2.65
	投資信託受益証券	3銘柄	—	0.58	—	
	投資証券	1銘柄	—	—	0.07	
ユーロ	株式	11銘柄	0.50	—	—	0.53
韓国・ウォン	株式	99銘柄	12.18	—	—	12.83
香港・ドル	株式	170銘柄	17.69	—	—	18.64
台湾・ドル	株式	89銘柄	16.79	—	—	17.69
南アフリカ・ランド	株式	32銘柄	2.59	—	—	2.73

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（2024年3月26日から2024年9月25日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているOne DC 新興国株式インデックスファンドの2024年3月26日から2024年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、One DC 新興国株式インデックスファンドの2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年3月26日から2024年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【One DC 新興国株式インデックスファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 2024年3月25日現在	第6期中間計算期間末 2024年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,413,659	10,649,942
親投資信託受益証券	1,996,893,168	2,884,529,749
未収入金	1,529,000	—
流動資産合計	2,017,835,827	2,895,179,691
資産合計	2,017,835,827	2,895,179,691
負債の部		
流動負債		
未払解約金	19,321,063	8,225,467
未払受託者報酬	184,620	276,516
未払委託者報酬	1,375,753	2,060,365
その他未払費用	29,459	44,155
流動負債合計	20,910,895	10,606,503
負債合計	20,910,895	10,606,503
純資産の部		
元本等		
元本	1,373,878,749	1,889,470,601
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	623,046,183	995,102,587
(分配準備積立金)	254,029,043	208,094,547
元本等合計	1,996,924,932	2,884,573,188
純資産合計	1,996,924,932	2,884,573,188
負債純資産合計	2,017,835,827	2,895,179,691

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期中間計算期間 自 2023年3月28日 至 2023年9月27日	第6期中間計算期間 自 2024年3月26日 至 2024年9月25日
営業収益		
受取利息	35	6,797
有価証券売買等損益	141,688,274	93,702,581
営業収益合計	141,688,309	93,709,378
営業費用		
支払利息	1,671	—
受託者報酬	149,273	276,516
委託者報酬	1,179,962	2,060,365
その他費用	23,795	44,155
営業費用合計	1,354,701	2,381,036
営業利益又は営業損失(△)	140,333,608	91,328,342
経常利益又は経常損失(△)	140,333,608	91,328,342
中間純利益又は中間純損失(△)	140,333,608	91,328,342
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	19,374,459	15,454,743
期首剰余金又は期首欠損金(△)	145,114,642	623,046,183
剰余金増加額又は欠損金減少額	112,556,444	448,409,339
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	112,556,444	448,409,339
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,281,293	152,226,534
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,281,293	152,226,534
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	348,348,942	995,102,587

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期中間計算期間	
	自 2024年3月26日	至 2024年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第5期	第6期中間計算期間末
	2024年3月25日現在	2024年9月25日現在
1. 期首元本額	937,073,798円	1,373,878,749円
期中追加設定元本額	848,832,112円	837,278,975円
期中一部解約元本額	412,027,161円	321,687,123円
2. 受益権の総数	1,373,878,749口	1,889,470,601口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期	第6期中間計算期間末
	2024年3月25日現在	2024年9月25日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第5期 2024年3月25日現在	第6期中間計算期間末 2024年9月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4535円 (14,535円)	1,5267円 (15,267円)

(参考)

当ファンドは、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2024年9月25日現在

資産の部	
流動資産	
預金	3,821,180,642
コール・ローン	87,248,701
株式	92,165,478,268
投資信託受益証券	516,592,028
投資証券	78,226,201
派生商品評価勘定	344,751,194
未収入金	89,350
未収配当金	200,273,495
差入委託証拠金	1,876,851,472
流動資産合計	99,090,691,351
資産合計	99,090,691,351
負債の部	
流動負債	
未払金	196,569
未払解約金	7,403,000
流動負債合計	7,599,569
負債合計	7,599,569
純資産の部	
元本等	
元本	55,932,920,373
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	43,150,171,409
元本等合計	99,083,091,782
純資産合計	99,083,091,782
負債純資産合計	99,090,691,351

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年3月26日 至 2024年9月25日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年9月25日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	53,444,705,927円
同期中追加設定元本額	12,003,235,574円
同期中一部解約元本額	9,515,021,128円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M新興国株式インデックスファンド<DC年金>	10,472,397,200円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>	6,267,270,976円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	2,049,103円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	9,814,469円

MI TO ラップ型ファンド (積極型)	24, 193, 385円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	27, 164, 507円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	29, 866, 299円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	15, 003, 061円
たわらノーロード 新興国株式	14, 893, 307, 889円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	5, 368, 932, 575円
たわらノーロード バランス (堅実型)	35, 501, 039円
たわらノーロード バランス (標準型)	161, 164, 081円
たわらノーロード バランス (積極型)	315, 669, 070円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	93, 091円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	491, 029円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	108, 580, 502円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	137, 387, 106円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	239, 999, 649円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	11, 703円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	9, 502, 074円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	4, 684, 427円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	8, 223, 222円
たわらノーロード 全世界株式	3, 704, 827, 832円
One DC 新興国株式インデックスファンド	1, 628, 297, 911円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	385, 770, 348円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国10)	353, 082, 378円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国20)	597, 550, 195円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国30)	1, 169, 878, 418円
投資のソムリエ	4, 097, 752, 213円
クルーズコントロール	47, 371, 675円
投資のソムリエ<DC年金>	474, 556, 384円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	502, 007, 021円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	556, 594, 523円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1, 601, 510, 169円
ワールドアセットバランス (基本コース)	417, 486, 050円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	1, 204, 844, 189円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	35, 333, 063円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	18, 341, 311円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	5, 387, 994円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	107, 272, 861円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	272, 339, 075円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	313, 265, 182円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	40, 416, 044円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	19, 998, 888円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	12, 182, 622円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	3, 190, 330円
One グローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	15, 464, 434円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2070)	22, 868円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	70, 530, 422円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	2, 407, 574円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	98, 870, 393円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	45, 061, 549円
計	55, 932, 920, 373円
2. 受益権の総数	55, 932, 920, 373口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年9月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年9月25日現在			
	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
	市場取引以外の取引 為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	53,164,411	—	53,167,898
合計	53,164,411	—	53,167,898	3,487

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2024年9月25日現在		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)

		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	6,000,281,480	—	6,345,029,187	344,747,707
合計	6,000,281,480	—	6,345,029,187	344,747,707

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年9月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7715円 (17,715円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

I 資産総額	3,026,096,046円
II 負債総額	4,634,358円
III 純資産総額 (I - II)	3,021,461,688円
IV 発行済数量	1,917,281,514口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5759円

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	102,635,678,024円
II 負債総額	11,536,572円
III 純資産総額 (I - II)	102,624,141,452円
IV 発行済数量	56,119,526,476口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.8287円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年9月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年9月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年9月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,454,341,224,045
追加型株式投資信託	773	16,698,766,641,729
単位型公社債投資信託	22	35,408,258,167
単位型株式投資信託	194	1,059,778,361,537
合計	1,015	19,248,294,485,478

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 谷 川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産	1,127	1,093
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産	5,021	4,495
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産	9,768	8,935
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		10		4
受取配当金	※1	2,400	※1	899
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		10		18
時効後支払損引当金戻入額		24		35
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損		3		19
金銭の信託運用損		1,003		1,008
早期割増退職金		24		6
雑損失		47		0
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益		4		—
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損		12		6
投資有価証券売却損		9		—
関係会社株式評価損		584		1,362
減損損失		—	※2	231
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p>

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%~3.56%	1.00%~3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第38期</u> (2023年3月31日現在)	<u>第39期</u> (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額 (一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額 (税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>
繰延税金負債	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第38期</u> (2023年3月31日現在)	<u>第39期</u> (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.87 %</u>	<u>29.04 %</u>

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬(注)	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 及び第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
One DC 新興国株式インデックスファンド
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に概ね連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、海外の株式^(*)に実質的に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に概ね連動する投資成果をめざします。

（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

②MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

②株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
One DC 新興国株式インデックスファンド
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがっ

て時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

<受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円とします。

④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引

所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第46条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第46条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるエマージング株式パッシング・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次号で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証券または預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券ならびに第12号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの

のを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<利害関係人等との取引等>

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことのできる指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

<運用の基本方針>

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<信用取引の指図範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取

引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えること

となった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に

かかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第26条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図および範囲>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑤委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<信託業務の委託等>

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

- 第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

- 第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

- 第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

- 第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

- 第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年3月26日から翌年3月25日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2020年3月25日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第42条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の16.9の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」)

といひます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

- 第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいひます。以下同じ。）については第46条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいひます。以下同じ。）については第46条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

- 第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としみます。）に支払います。
- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとしみます。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としみます。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ⑤一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
 - ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしみます。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益

- 権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<収益分配金および償還金の時効>

第47条 受益者が、収益分配金について第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第46条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第48条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

- 第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

- 第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

- 第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

- 第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

- 第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更等>

- 第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由など

の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第56条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第60条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019年6月28日

委託者	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 アセットマネジメントOne株式会社
受託者	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社

親投資信託
エマージング株式パッシブ・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式^(*)に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

2. 運用方法

（1）投資対象

海外の証券取引所に上場している株式^(*)を主要投資対象とします。

（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

（2）投資態度

①主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

②原則として、株式の組入比率は高位を維持します。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑤ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への投資には、制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引は約款の範囲内で行うことができます。

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。